

神戸市景観計画

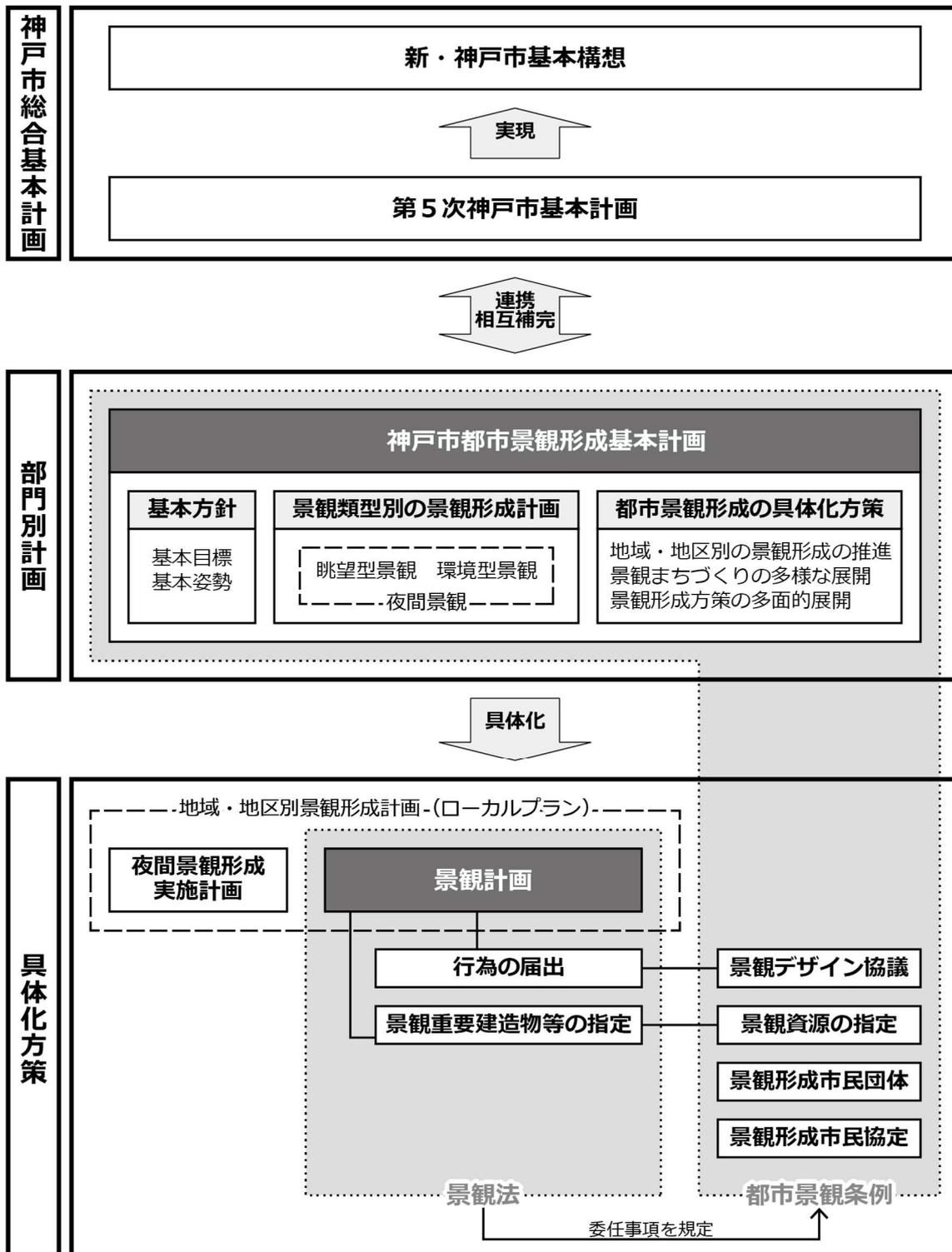
- (当初) 平成 18 年 2 月 1 日 告示〔平成 18 年 2 月 1 日 施行〕
- (変更) 平成 22 年 3 月 30 日 告示〔平成 22 年 7 月 1 日 施行〕
- (変更) 平成 24 年 12 月 25 日 告示〔平成 25 年 4 月 1 日 施行〕
- (変更) 平成 27 年 12 月 25 日 告示〔平成 28 年 3 月 25 日 施行〕
- (変更) 令和 3 年 12 月 23 日 告示〔令和 4 年 4 月 1 日 施行〕

目次

序章 計画の位置づけ	1
第1章 景観計画の区域	
1-1 景観計画区域	2
1-2 重点地域及び重点地区の種類と設定の考え方	3
1-3 重点地域及び重点地区一覧	4
第2章 地域・地区別の景観計画	
2-0 地域・地区別の景観計画に関する共通事項	5
2-1 景観計画区域全域	8
2-2 眺望景観形成地域	
2-2-0 眺望景観形成地域における届出対象行為等	15
2-2-1 ポーアイしおさい公園	16
2-2-2 元町1丁目交差点（大丸前）	18
2-2-3 須磨海浜公園	20
2-2-4 ビーナステラス	23
2-3 都市景観形成地域	
2-3-0 都市景観形成地域における届出対象行為等	33
2-3-1 北野町山本通	34
2-3-2 旧居留地	38
2-3-3 神戸駅・大倉山	43
2-3-4 須磨・舞子海岸	48
2-3-5 岡本駅南	57
2-3-6 都心ウォーターフロント	63
2-3-7 兵庫運河周辺	84
2-4 沿道景観形成地区	
2-4-0 沿道景観形成地区における届出対象行為等	88
2-4-1 税関線・三宮駅前	89
2-4-2 南京町	95
第3章 景観上重要な建造物等の指定等	
3-1 基本的な考え方	99
3-2 神戸市指定景観資源の指定の方針	99
3-3 景観重要建造物の指定の方針	100
3-4 景観重要樹木の指定の方針	100

序章 計画の位置づけ

景観計画は、神戸市総合基本計画の部門別計画である神戸市都市景観形成基本計画を上位計画とした、地域・地区別の景観形成計画（ローカルプラン）の役割を担うものとして、景観法第8条の規定に基づき策定する。



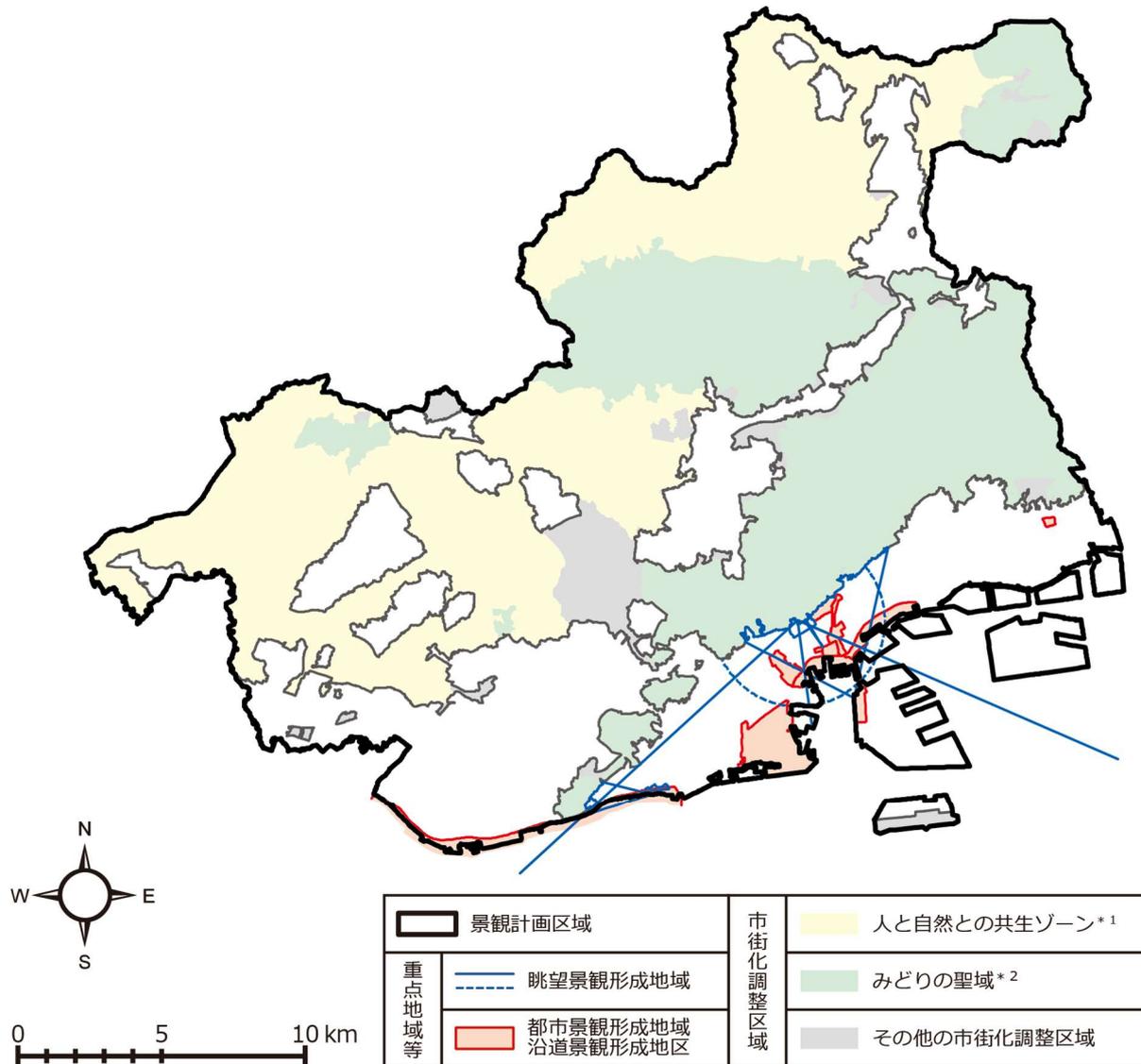
第1章 景観計画の区域

1-1 景観計画区域

景観計画の区域は、神戸市の行政区域（地先公有水面を含む）とする。

ただし、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第7条に基づき指定された人と自然との共生ゾーン*1を除く。

また、景観計画の区域のうち、特に重点的に都市景観の形成を図る地域及び地区を、重点地域及び重点地区として区分する。



*1 人と自然との共生ゾーン…人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づき、市街化調整区域内の農村環境の整備等を図るべき区域として指定した区域。区域内では、「人と自然との共生ゾーン整備基本方針」として「人と自然との共生ゾーン基本計画」や「農村景観の保全及び形成の基本計画」などを定めており、これらに基づく農村景観保全形成地域の指定による届出制度等を活用して景観形成を図る。

*2 みどりの聖域…緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づき、市街化調整区域内の緑地を守るために指定した区域。重要度に応じて「緑地の保存区域」、「緑地の保全区域」、「緑地の育成区域」を指定し、緑地に影響を及ぼす行為を規制している。

1-2 重点地域及び重点地区の種類と設定の考え方

重点地域及び重点地区は、神戸市都市景観形成基本計画をふまえ、その特性に応じて、次のとおり設定する。

種類	設定の考え方
眺望景観形成地域型景観	次のいずれかに該当する区域 (1) 海や山と街を一望できる広範な景観を形づくっている地域（見晴らし型） (2) 河川や道路などの先に海や山を望む景観を形づくっている地域（見通し型） (3) ランドマークなどのシンボルが中心的な要素となっている景観を形づくっている地域（シンボル型）
環境形成地域型景観	次のいずれかに該当する地域 (1) 住宅、商業業務施設又は工業施設が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (2) 港湾業務施設、自然海浜又はウォーターフロント緑地が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (3) 歴史的建築物その他の工作物が一体をなしてその区域の特色を表し神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (4) 鉄道駅を中心に神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (5) 公園又は緑地を中心に神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (6) 都市景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地域
沿道景観形成地区又は沿岸景観形成地区	道路及びその沿道又は河川及びその沿岸で、次のいずれかに該当する地区 (1) 住宅、商業業務施設又は工業施設が連続し特徴的な景観を形づくっている地区 (2) 歴史的な景観を形づくっている地区 (3) 沿道又は沿岸の景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
街角景観形成地区又は広場景観形成地区	街角又は広場の周辺で、次のいずれかに該当する地区 (1) 主要な道路の交差点等その地域を代表している地区 (2) 眺望点その他眺望が特に優れている地点を含む街角又は広場の周辺の地区 (3) 駅前広場、公園等その周辺景観を特徴づけている地区 (4) 街角又は広場の景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
景観重要建造物等周辺地区	次のいずれかに該当する地区 (1) 景観法第19条第1項の規定による景観重要建造物の周辺の地区 (2) 景観法第28条第1項の規定による景観重要樹木の周辺の地区 (3) 神戸市都市景観条例第31条第1項の規定による神戸市指定景観資源の周辺の地区 (4) その他、市長が都市景観の形成を図る上において特に必要と認める建造物で市民に愛され、親しまれていると認めるものの周辺の地区

1 - 3 重点地域及び重点地区一覧

重点地域及び重点地区を下記のとおり定める。

種類	名称	概要
眺望景観 形成地域	(1) ポーアイしおさい公園	ポーアイしおさい公園から市街地と背後の山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
	(2) 元町1丁目交差点 (大丸前)	元町1丁目交差点から錨山を眺める「シンボル型眺望景観」の形成を図る地域
	(3) 須磨海浜公園	須磨海浜公園から松林、山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
	(4) ビーナステラス	ビーナステラス、ビーナスブリッジから市街地と港、大阪湾・紀伊半島を眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
都市景観 形成地域	(1) 北野町山本通	明治の開港以降、山手に形成された異人館をはじめとする歴史的な環境の保全を図る地域
	(2) 旧居留地	明治の開港時に外国人居留地として整備された歴史的環境を保全し、都心業務地にふさわしいまちなみの形成を図る地域
	(3) 神戸駅・大倉山	神戸文化軸としての位置づけにふさわしいまちなみの形成を図る地域
	(4) 須磨・舞子海岸	豊かな自然景観を保全、育成するとともに、海岸リゾート・レクリエーションゾーンとしてのまちなみの形成を図る地域
	(5) 岡本駅南	住宅地景観に配慮し、生活都心としてふさわしい活力とうるおいのあるまちなみの形成を図る地域
	(6) 都心 ウォーターフロント	「みなと神戸」を代表する景観をまもりそだてるとともに、新たなウォーターフロント景観を創出する地域
	A. ハーバーランド ゾーン	都心ウォーターフロントの拠点としてにぎわいとうるおいのある景観とみなと神戸らしい活気のある魅力的な景観を形成するゾーン
	B. 波止場町・メリケン パークゾーン	都心ウォーターフロントの中核として、みなと神戸を象徴するシンボル景観を形成するゾーン
	C. 新港突堤西ゾーン	歴史的な建築物や土木構造物を生かし、みなと神戸の新しい景観をつくるゾーン
	D. 震災復興記念公園 周辺ゾーン	みなと神戸の眺望を楽しめる空間や周辺をつなぐプロムナードの結節点を形成するゾーン
E. H A T神戸ゾーン	東部新都心として、六甲の山並みへの眺望を確保するとともに、常に海の存在が感じられる都市景観を形成するゾーン	
F. ポートアイランド 西ゾーン	キャンパスとうるおいのある親水空間が一体となって、魅力あふれる都心ウォーターフロント景観を形成するゾーン	
(7) 兵庫運河周辺	日本最大級の運河で、国際港都神戸繁栄の礎となった歴史的遺産である兵庫運河を核とした都市景観の形成を図る地域	
沿道景観 形成地区	(1) 税関線・三宮駅前	神戸のメインストリート及び都心の拠点にふさわしいまちなみの形成を図る地区
	(2) 南京町	異国情緒あふれる地区の特性を生かすとともに、活気あふれる都心商業地にふさわしいまちなみの形成を図る地区

第2章 地域・地区別の景観計画

2-0 地域・地区別の景観計画に関する共通事項

(1) 本章で定める事項

本章では、景観計画区域全域、重点地域及び重点地区ごとに下記事項を定める。

届出対象行為

- ・景観法第16条第1項から第3項までの規定により届出を要する行為（同第7項第11号の規定により届出を要しない行為として神戸市都市景観条例で定める行為を除く）
- ・景観法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定める「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、同条第4項第1号の規定により定める、同法第16条第1項第4号の規定により届出を要する行為として神戸市都市景観条例で定める行為

なお、届出対象行為のうち、神戸市都市景観条例第17条第1項の規定により、届出を行う前に市長との協議（景観デザイン協議）が必要な行為として、同条例第16条第1項の規定により定められた行為である「景観影響建築行為」についても、参考に記載する。

良好な景観の形成に関する方針

景観法第8条第3項の規定により、景観計画に定めるよう努めるものとされている。

規制又は措置の基準として必要な制限

景観法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定める「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、同条第4項第2号の規定により定める規制又は措置の基準として必要なものをいう。

時間帯に関わらない昼夜共通の景観形成のためのものを「景観形成基準」、特に夜間の景観形成のためのものを「夜間景観形成基準」として定める。

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観法第8条第2項第4号の規定により、良好な景観の形成のために必要なものを定めることとされている事項のひとつである。

時間帯に関わらない昼夜共通の景観形成のためのものを「景観形成基準」、特に夜間の景観形成のためのものを「夜間景観形成基準」として定める。

(2) 用語の解説

本章で使用する用語は、別に定めがない限り、以下のとおりとする。

準用工作物	建築基準法第88条第1項及び第2項の規定の適用を受ける工作物をいう。
市街化区域	都市計画法第7条に規定する市街化区域をいう。
市街化調整区域	都市計画法第7条に規定する市街化調整区域をいう。
用途地域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。
景観形成市民協定	神戸市都市景観条例第44条第2項の規定により市長が認定した景観形成市民協定をいう。
外壁等	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又はバルコニーの手すり壁その他これに類するものをいう。
高さ	1 建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。 2 工作物の高さは、工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さとする。
床面積	建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
築造面積	建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいう。
修繕等	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
マンセル表色系	色の3属性「色相」「明度」「彩度」の組み合わせで色を表現する。 例えば、色相が5G、明度が6、彩度が8の色は、「5G6/8」と表す。
色相	色味を示す属性。マンセル表色系では、R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）の5色を基本とし、その中間にYR（黄赤）、GY（緑黄）、BG（青緑）、PB（紫青）、RP（赤紫）を設け、さらにそれらの色相を10に分割した計100色相で表す。無彩色はNで表す。
明度	明るさを示す属性で、マンセル表色系では数字で示す。数値が大きい方が明るい色になる。
彩度	鮮やかさを示す属性で、マンセル表色系では数字で示す。数値が大きいほど鮮やかな色になる。
色温度	光の色味の度合いのこと。単位はK（ケルビン）。高いと白く冷たい色になり、低いと黄色く温かい色になる。
輝度	光源自体や照らされた面の輝きのこと。単位はcd（カンデラ）。
グレア	目に入る不快なまぶしさのこと。グレアがあると、それより強い光しか感じなくなり、その他のものは暗く見えるようになる。
映像装置	建築物の壁面やディスプレイなどを利用し、画像や文字等の映像を表示又は投影するものをいう。メディアファサード、デジタルサイネージ、電光掲示板、プロジェクションマッピングなどがある。

(3) 制限の適用について

本章で定められた「規制又は措置の基準として必要な制限」及び「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」の適用については、地域・地区別に定める規定によるほか、次のとおりとする。

1. 神戸市が都市景観審議会の意見をを受けて、良好な景観形成を図ることができると認められた場合は、適用しない。
2. 夜間景観形成基準については、地域団体等により照明に関するガイドライン等が定められている区域内のもので、当該ガイドラインに即したものについては適用しない。
3. 「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」については、次のいずれかに該当する場合、適用しないことができる。ただし、地域団体等によりガイドライン等が定められている区域内においては、当該地域団体等と協議を行うものとする。
 - (1) 一時的、簡易的に掲出、表示されるもの
 - (2) 公益上の理由により、やむを得ず掲出されるもの
 - (3) その他、景観形成上支障がないと認められるもの

2-1 景観計画区域全域

(1) 届出対象行為

行為	区域の区分		規模	
建築物の新築、増築、改築、移転、修繕等	市街化区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの	※増築については、増築に係る部分が左欄に掲げる規模のもの又は増築後に左欄に掲げる規模となるものに限る。 ※修繕等については、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるものに限る。
		その他の用途地域	ア 高さが20mを超えるもの イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの	
	市街化調整区域	ア 高さが15mを超えるもの イ 建築面積が1,000㎡を超えるもの		
準用工作物の新設、増築、改築、移転、修繕等	市街化区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの	
		その他の用途地域	ア 高さが20mを超えるもの イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの	
	市街化調整区域	ア 高さが15mを超えるもの イ 築造面積が1,000㎡を超えるもの		

* 景観影響建築行為

区域の区分		行為
景観形成市民協定の区域	用途地域のうち、商業地域	高さが31mを超える建築物の新築、増築（高さが31mを超える部分の増築に限る。）及び改築
	その他の用途地域	高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築
その他の区域		高さが45mを超える建築物の新築、増築（高さが45mを超える部分の増築に限る。）及び改築

(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観形成の基本理念

神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図る。

景観形成の基本方針

区域	市全域			
		商業業務地	工業地	住宅地
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の誘導を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなみの連続性や統一感を形づくる。 ○建築物低層部におけるにぎわい形成に取り組む。 ○無秩序な屋外広告物の掲出等、地域の景観特性を阻害する要因を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工場施設などの形態・色彩・材料及び配置に工夫し、周辺環境と調和した空間構成を誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地住宅地では、特に規模の大きな中高層住宅については、そのボリューム感を減じる工夫を講じて周囲の建築物との調和を図る。 ○個々の住宅においては、形態や色彩への配慮、設備の配置、緑化などにより特に通りに面する表情づくりに努め、生活景を演出する。
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ○温かみのある夜間景観を印象付け、安心して快適な夜間環境を創出する。 ○地区特性にあわせた夜間景観形成に努め、適切な照度（水平面・鉛直面）、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○過度の夜間照明等、地域の景観特性を阻害する要因を除去する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○境界領域と歩道空間に着目した照明の整備や、街角の緑などへの景観照明により、地域の都市魅力を創造する。 ○照明による不快グレアや照明を伴う屋外広告物の抑制に努める。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の色彩、意匠等について誘導する。
- 2 全市的に共通する景観誘導基準を設けるとともに、地域の特色を生かした景観を実現するため、用途地域に対応した、「商業業務地」、「工業地」、「住宅地」ごとに必要な項目について、基準を設ける。

①配置・形態

周辺のまちなみと一体感・統一感のある景観とするため、大規模な建築物については、できるだけ道路空間に対する圧迫感・威圧感等の緩和や、まちなみの連続性に配慮するよう誘導する。

特に、工業地・住宅地においては、沿道側で空間のゆとりを高めるよう、道路からの外壁後退の確保を誘導する。



②材料・色彩

屋根・外壁の基調となる色彩については、神戸らしい明るいまちなみを誘導するとともに、まちに溶け込んだ、けばけばしくない色彩の使用など、最低限守るべき範囲を指定して誘導する。

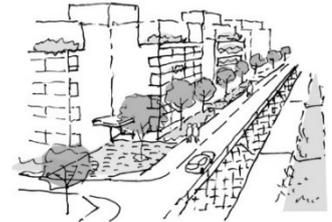
さらに、建築物がいつまでも美しくあるために、経年により景観が損なわれにくい材料の使用や設計を工夫するよう誘導する。



③外構・植栽

親しみやすく、歩いて楽しいまちなみとするため、敷際を必要以上に閉鎖的にせず、積極的に歩道との一体化をめざすとともに、緑化などによる敷際のうらおいを演出するよう誘導する。

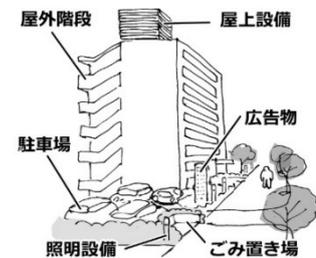
特に、神戸らしい眺望が得られる河川沿いは、水と緑をいかした河川景観となるよう、河川に面する敷際緑化を誘導する。



④付属物等

秩序ある景観形成を図るため、建築設備、駐車場、屋外階段などの付属物等が景観を阻害しないよう、建築物と調和した見え方、まちなみの連続性に配慮したデザインに誘導する。

また、照明設備は、安全で安心なまちづくりにも有効で、個性のある夜間景観となるよう誘導する。



(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

a. 全域に適用される基準

形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	壁面のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ○無表情な大壁面を造らないよう、壁面の形態や素材、色彩に変化をつける。 ○経年により、景観をそこなうことのないように設計上工夫する。 														
	頂部のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上部に塔屋を設ける場合は、建築物の意匠と一体的に考えるなどすっきりした形態にする。 														
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○けばけばしくならないように努める。 ○マンセル表色系による基準は次表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根以外の外観</td> <td>R・Y R・Y系</td> <td rowspan="2">6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材によって仕上げられる部分の色彩及び景観形成に配慮された色彩はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨港地区内においては、神戸港カラー作戦の基準による。 		色相	明度	彩度	屋根	－	－	4以下	屋根以外の外観	R・Y R・Y系	6以上	4以下	その他	2以下
		色相	明度	彩度												
	屋根	－	－	4以下												
	屋根以外の外観	R・Y R・Y系	6以上	4以下												
		その他		2以下												
	まちなみの連続性 ・にぎわいの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○低層部について、まちなみの連続性に配慮する。 ○開口部について、閉鎖的な雰囲気にならないよう配慮する。 ○駐車場の出入口は、まちなみの連続性に配慮し、形態、規模、配置を工夫する。 ○機械式駐車場・タワー型駐車場は、建築物とのバランスや周辺のまちなみとの調和に配慮する。 														
敷地・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○道路に面したオープンスペースは、歩道部分との一体的利用や一体感のある空間になるように配慮する。 ○敷地内の既存樹木の活用や植生の活用、敷地内の公共的スペース等の積極的な緑化、花木等による敷地の演出に努める。 ○樹木の選定にあたっては、周辺の街路樹や既存の植生との連続性に配慮する。 ○河川軸（住吉川・石屋川・都賀川・生田川・新湊川・妙法寺川・福田川）に面する敷地は、敷地緑化に努める。 															
門・塀	<ul style="list-style-type: none"> ○道路に面して、門又は塀を設ける場合は、設置位置、高さ、形態などデザインに配慮し、必要以上に閉鎖的にならないようにする。 															
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、公園、広場等の公共空間から見えにくい位置に設置する。 ○周辺からの見え方や色彩等に配慮し、建築物と調和させる。 															
その他の付属物等	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外階段は、建築物全体と調和するよう、形態意匠に工夫する。 ○ごみ集積施設は、道路、公園、広場等の公共空間からの見え方に配慮する。 															
壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○道路空間に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置とする。 															
備考	<p>神戸港カラー作戦は、臨港地区（都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区をいう。）内にある倉庫・事務所などの色を各地区ごとに統一感のあるものとし、それぞれの地区の特徴や機能が一目でわかるようにするもので、ベースカラーとアクセントカラーが定められている。</p>															

b. 区分ごとに追加する基準

		商業業務地	工業地	住宅地						
形態又は色彩その他の意匠の制限	壁面のデザイン	－	○低層部は長大で無窓など単調な壁面を造らないように努める。	○金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には周辺景観との調和に配慮する。						
	色彩 屋根以外の外観	○各立面ごとに、次表の範囲内で使用される部分の色彩については、「a. 全域に適用される基準」の彩度及び明度に関する基準は適用しない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2階部分</td> <td>その面積の5割未満</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>その面積の2割未満</td> </tr> </tbody> </table>	階数	範囲	1・2階部分	その面積の5割未満	その他の部分	その面積の2割未満	○各立面ごとに、その面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩については、「a. 全域に適用される基準」の彩度及び明度に関する基準は適用しない。	
	階数	範囲								
	1・2階部分	その面積の5割未満								
その他の部分	その面積の2割未満									
まちなみの連続性・にぎわいの形成	○低層部の開口の位置や大きさ、用途やしつらえに配慮し、にぎわいやまちなみを彩る景観を形成する。	－	－							
敷地・緑化	－	－	○エントランス部は開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置するなど有効な敷地空間を確保する。							
壁面の位置の制限	－	○道路境界線から外壁等の面までの距離は1m以上とする。ただし、敷地の規模形状によりやむを得ない場合又は景観形成市民協定の区域内若しくは都市計画法第12条の5第2項に規定する地区整備計画の区域内はこの限りでない。								
備考	<p>1 商業業務地は、用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域をいう。</p> <p>2 工業地は、用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>3 住宅地は、用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。</p>									

夜間景観形成基準

a. 全域に適用される基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。 ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

b. 区分ごとに追加する基準

		商業業務地
形態又は色彩その他の 意匠の制限	照明	○通りを過度に照らさず、建築物から漏れる光で沿道を柔らかく照らすなど、行き交う人々をもてなす照明を演出する。
備考	商業業務地は、用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域をいう。	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

対象規模

神戸市屋外広告物条例第5条第1項の規定により、その表示に許可を要する広告物又はその設置に許可を要する物件に掲出された広告物（以下、この景観計画において、「許可を要する広告物」という。）のうち、1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの。

景観形成基準

		商工系地域	住居系地域
すべての 広告物	基本事項	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。 ○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。	
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。
備考	商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。 ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域		

夜間景観形成基準

			商工系地域	住居系地域
すべての 広 告 物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	(○原則として掲出しない。)
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
備考	商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。 ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域			

(5) 制限の適用について

景観計画区域全域における制限の適用については、重点地域及び重点地区ごとに定められた「良好な景観の形成に関する方針」、「規制又は措置の基準として必要な制限」及び「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」が優先するものとする。

2-2 眺望景観形成地域

2-2-0 眺望景観形成地域における届出対象行為等

(1) 届出対象行為

行為	区域の区分		規模	
建築物の新築、増築、改築、移転、修繕等	市街化区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの	※増築については、増築に係る部分が左欄に掲げる規模のもの又は増築後に左欄に掲げる規模となるものに限る。 ※修繕等については、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるものに限る。
		その他の用途地域	ア 高さが20mを超えるもの イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの	
	市街化調整区域		ア 高さが15mを超えるもの イ 建築面積が1,000㎡を超えるもの	
準用工作物の新設、増築、改築、移転、修繕等	市街化区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの	
		その他の用途地域	ア 高さが20mを超えるもの イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの	
	市街化調整区域		ア 高さが15mを超えるもの イ 築造面積が1,000㎡を超えるもの	

* 景観影響建築行為

区域の区分		行為
景観形成市民協定の区域	用途地域のうち、商業地域	高さが31mを超える建築物の新築、増築（高さが31mを超える部分の増築に限る。）及び改築
	その他の用途地域	高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築
その他の区域		高さが45mを超える建築物の新築、増築（高さが45mを超える部分の増築に限る。）及び改築

(2) 規制又は措置の基準として必要な制限の適用について

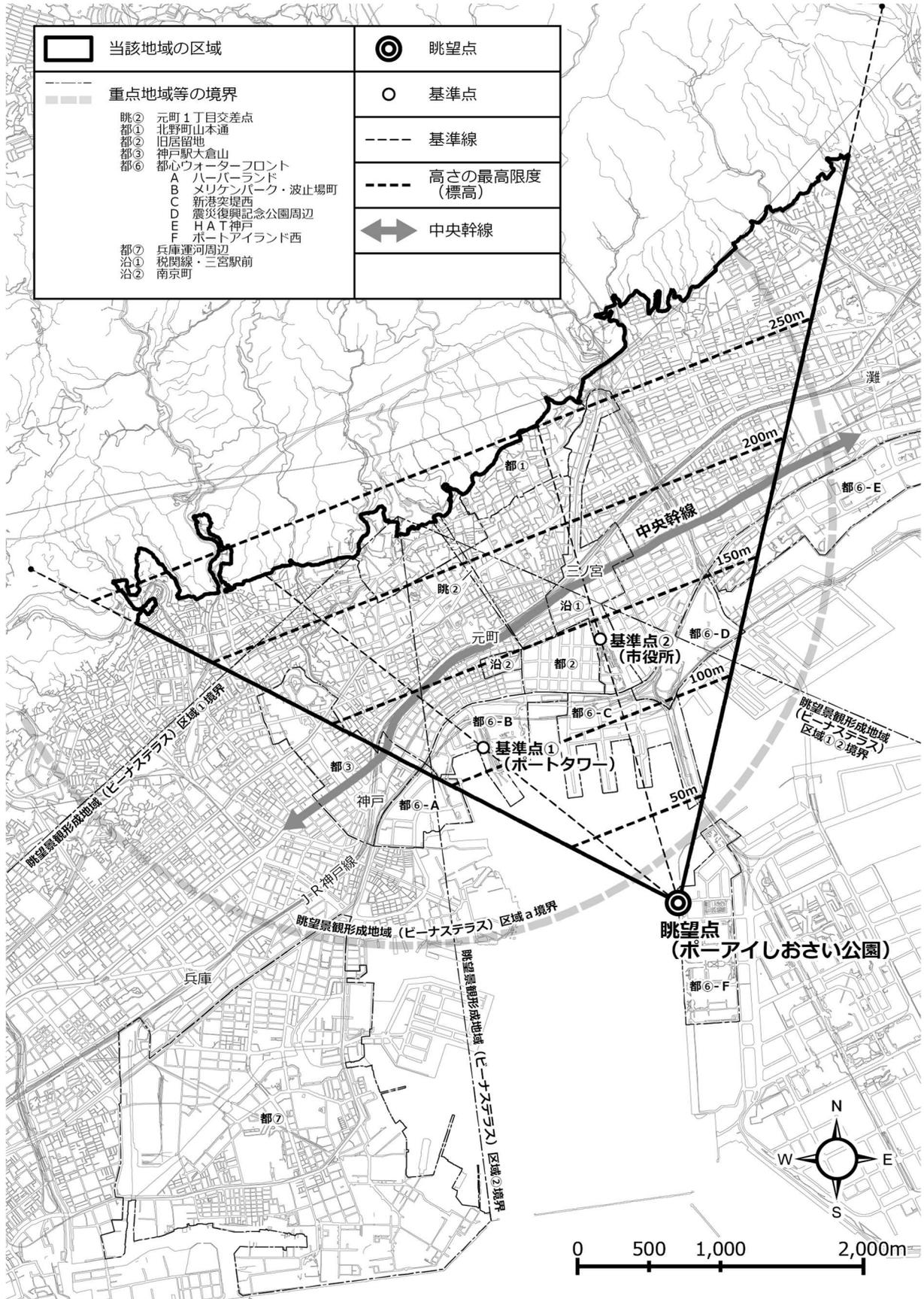
都市景観形成地域及び沿道景観形成地区と重なる区域においては、当該地域又は地区における届出対象行為にも適用する。

(3) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の対象規模

許可を要する広告物のうち、1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの。ただし、都市景観形成地域及び沿道景観形成地区と重なる区域においては、当該地域又は地区における対象規模とする。

2-2-1 ポーアイしおさい公園

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

山並みを背景とした都心部の高層ビル群、ポートタワーや市章山・錨山など神戸を代表するシンボル、ドック・クレーンなどの港の風景を一望することができ、みなと神戸を感じることができるビューポイントである。

景観形成の基本方針

ポーアイしおさい公園から市街地と背後の山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 六甲の山並みを背景に市街地と港を眺めたときに、山並みの稜線が建築物等によって隠れないよう保全する。
→ 六甲の山並みの稜線の谷部（菊水山付近～摩耶山付近）に接する基準線と眺望点（ポーアイしおさい公園）とを結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。
- 2 良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物等の高層部分の幅を規制誘導する。

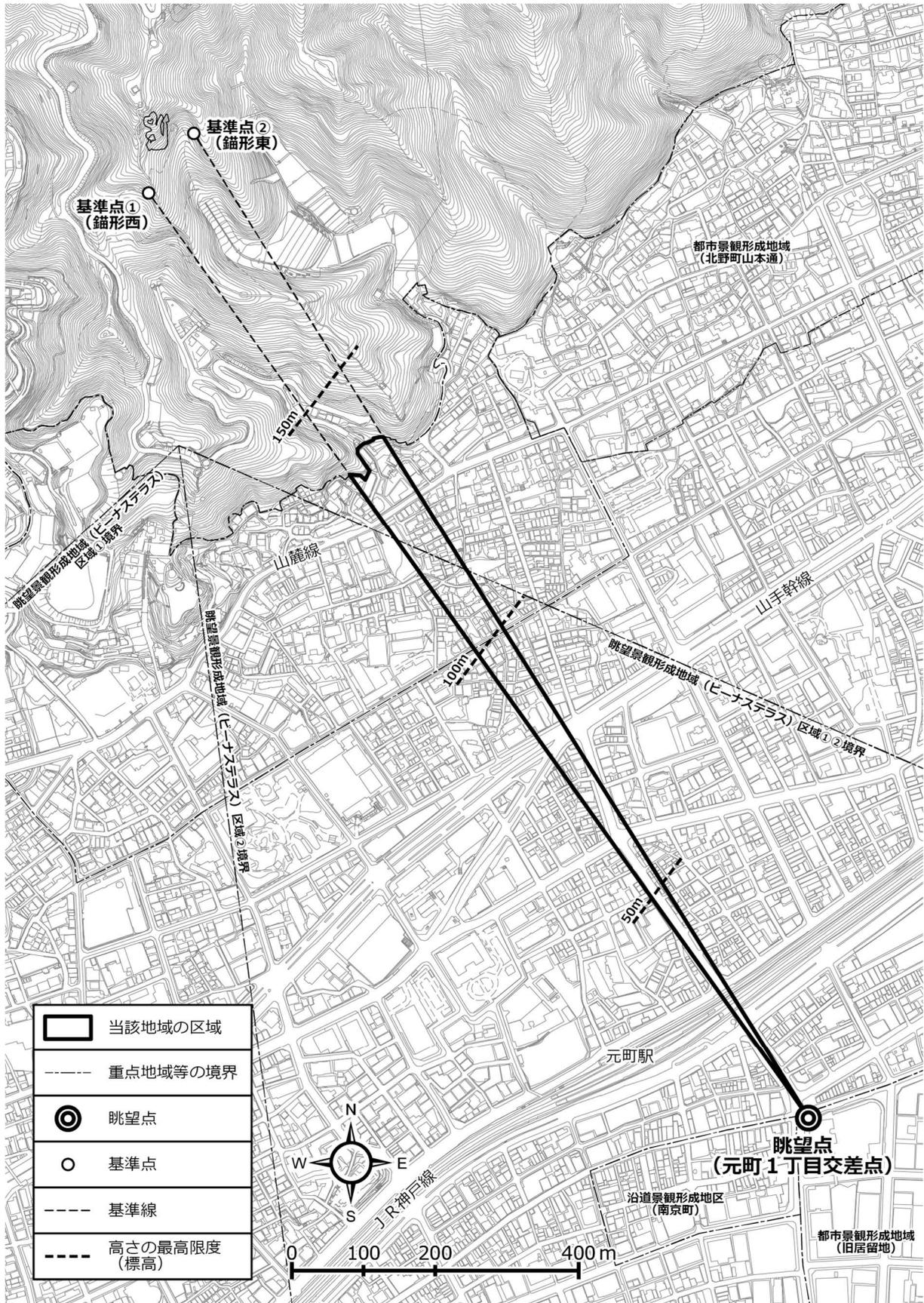
(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物又は工作物の幅	○高さ60m以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40m以内とする。
建築物又は工作物の高さの最高限度		○各部分の高さが下記により算定した標高（Z：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。[単位：m] 《算定式》 $Z = 0.0652401X - 0.0259351Y + 11652$ X, Y：平面直角座標系（5系）における各部分の座標値
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。 2 次のいずれかに該当する区域内においては、この基準は適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区 (2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区 (3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区 (4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区 (5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域 3 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えて、基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見をを受けて認める場合は、この基準によらないことができる。 	

2-2-2 元町1丁目交差点（大丸前）

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

道路を見通した先に神戸を代表するシンボルである錨形を望むことができる。

景観形成の基本方針

元町1丁目交差点から錨山を眺める「シンボル型眺望景観」の形成を図る。

景観形成基準の基本的な考え方

道路を見通して錨山を眺めたときに、シンボルである錨形が隠れないように建築物等の高さを規制誘導する。

- 錨山の錨形の下端から錨の高さの1/2下がった水平線のうち、錨形の両端から錨の幅の1/2ずつ東西に広げた部分を基準線とし、基準線と眺望点を結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。

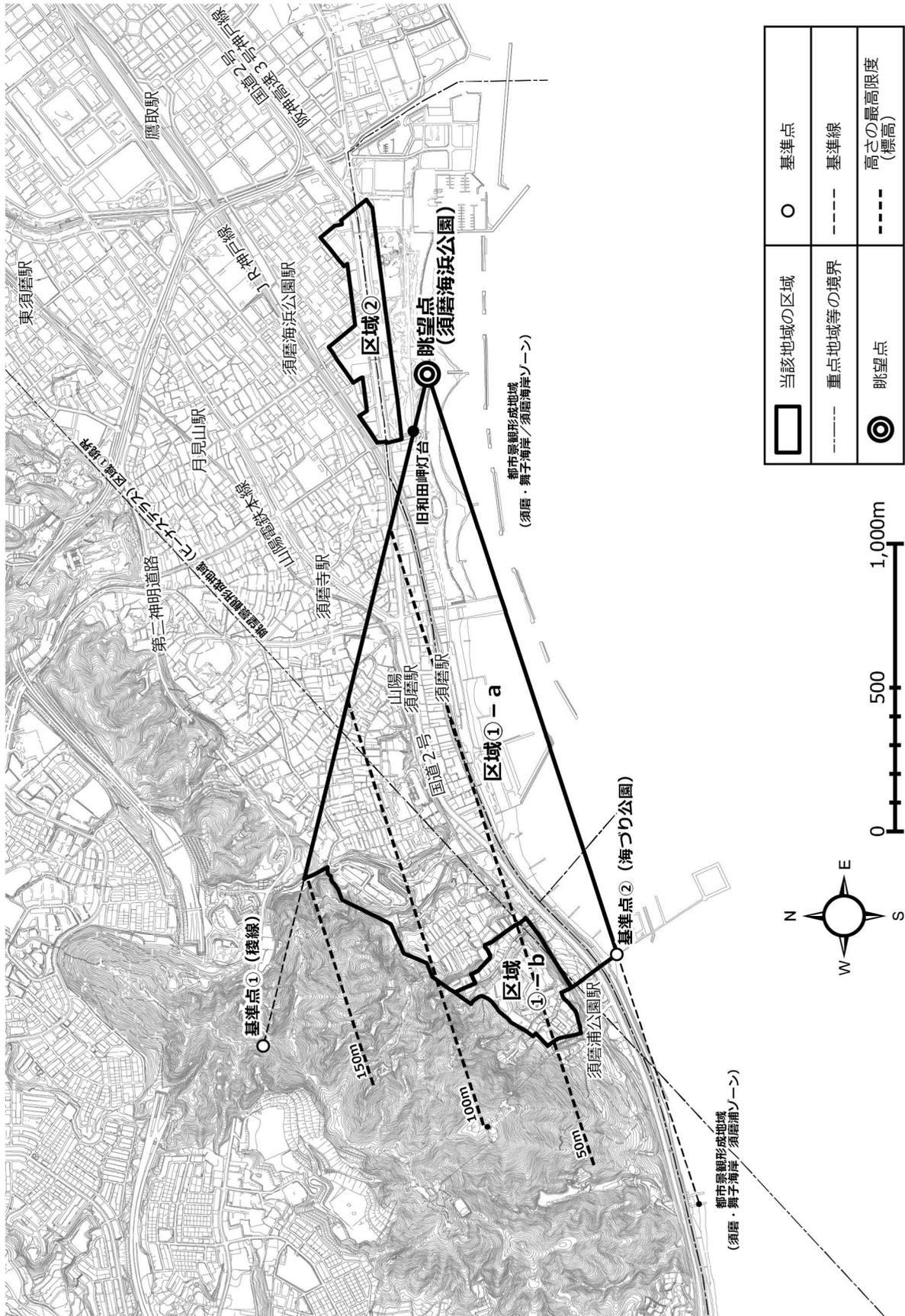
(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

建築物又は工作物の高さの最高限度	○各部分の高さが下記により算定した標高（Z：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。[単位：m] 《算定式》 $Z = 0.0760061X - 0.1000164Y + 18883$ X, Y：平面直角座標系（5系）における各部分の座標値
備考	1 建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。 2 次のいずれかに該当する区域内においては、この基準は適用しない。 (1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区 (2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区 (3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区 (4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区 (5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域 3 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えて、基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見を受けて認める場合は、この基準によらないことができる。

2-2-3 須磨海浜公園

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

松林を背景に広大な砂浜が続き、東は須磨海浜水族園から、西は鉢伏山あたりまでが見渡せ、赤い旧和田岬灯台が松の緑に映え、ランドマークになっている。

景観形成の基本方針

須磨海浜公園から松林、山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る。

景観形成基準の基本的な考え方

区域①	区域②
<p>鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観を保全するため、建築物等の高さや形態意匠、屋外広告物を規制誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 区域①－aにおいて、旧和田岬灯台の中心線を垂直方向に延長した線と山の稜線との交点（基準点①）と海づり公園（基準点②）を結ぶ基準線と眺望点とを結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。2 屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとし、屋根以外の外観は、アースカラーを基本に、背景の緑に溶け込むような色彩とする。3 区域①－bにおいて屋上広告物を禁止し、その他の屋外広告物は、建築物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。	<p>松林の景観が乱されないよう、建築物等の形態意匠や屋外広告物を規制誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとし、屋根以外の外観は、高明度・低彩度を基本に、背景の空に溶け込むような色彩とする。2 屋上広告物を禁止し、その他の屋外広告物は、建築物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

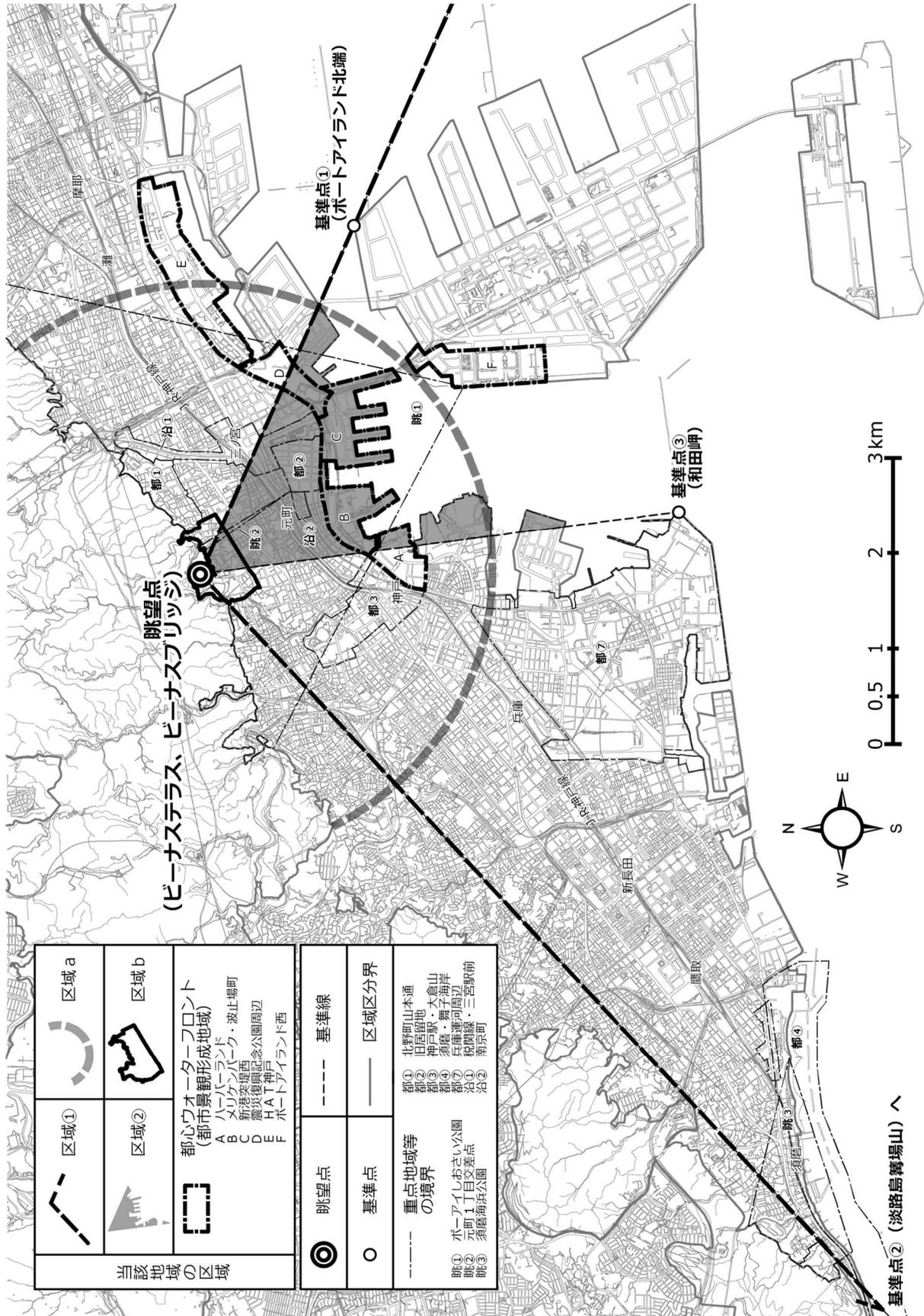
		区域① - a	区域① - b	区域②											
形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根	○落ち着いた低彩度のものを基調とする。													
	屋根以外の外観	<p>○アースカラーを基本に、背景の緑に溶け込むような色彩とする。</p> <p>○マンセル表色系による基準は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・Y R・Y系</td> <td>5以上7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R・Y R・Y系	5以上7以下	4以下	その他		2以下	<p>○高明度・低彩度を基本に、背景の空に溶け込むような色彩とする。</p> <p>○マンセル表色系による明度は8以上、彩度は2以下とする。</p>			
色相	明度	彩度													
R・Y R・Y系	5以上7以下	4以下													
その他		2以下													
		<p>ただし、次のいずれかに該当する色彩については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材によって仕上げられる部分の色彩及び景観形成に配慮された色彩 各立面ごとに、次表の範囲内で使用される部分の色彩 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">階数</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">商業業務地</td> <td>1・2階部分</td> <td>その面積の5割未満</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>その面積の2割未満</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>すべての階</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 外観の面積が小規模な場合など、景観に与える影響が少ない色彩 夏季限定に設置される仮設建築物等に使用される色彩 			階数		範囲	商業業務地	1・2階部分	その面積の5割未満	その他の部分	その面積の2割未満	その他の地域	すべての階	
階数		範囲													
商業業務地	1・2階部分	その面積の5割未満													
	その他の部分	その面積の2割未満													
その他の地域	すべての階														
建築物又は工作物の高さの最高限度	<p>○各部分の高さが下記により算定した標高（Z：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。〔単位：m〕</p> <p>《算定式》 $Z = 0.148988 X - 0.04724 Y + 25821$</p> <p>X, Y：平面直角座標系（5系）における各部分の座標値</p>		-	-											
備考	<ol style="list-style-type: none"> 商業業務地は、用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域をいう。 建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。 次のいずれかに該当する区域内においては、建築物又は工作物の高さの最高限度の基準は適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域 														

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

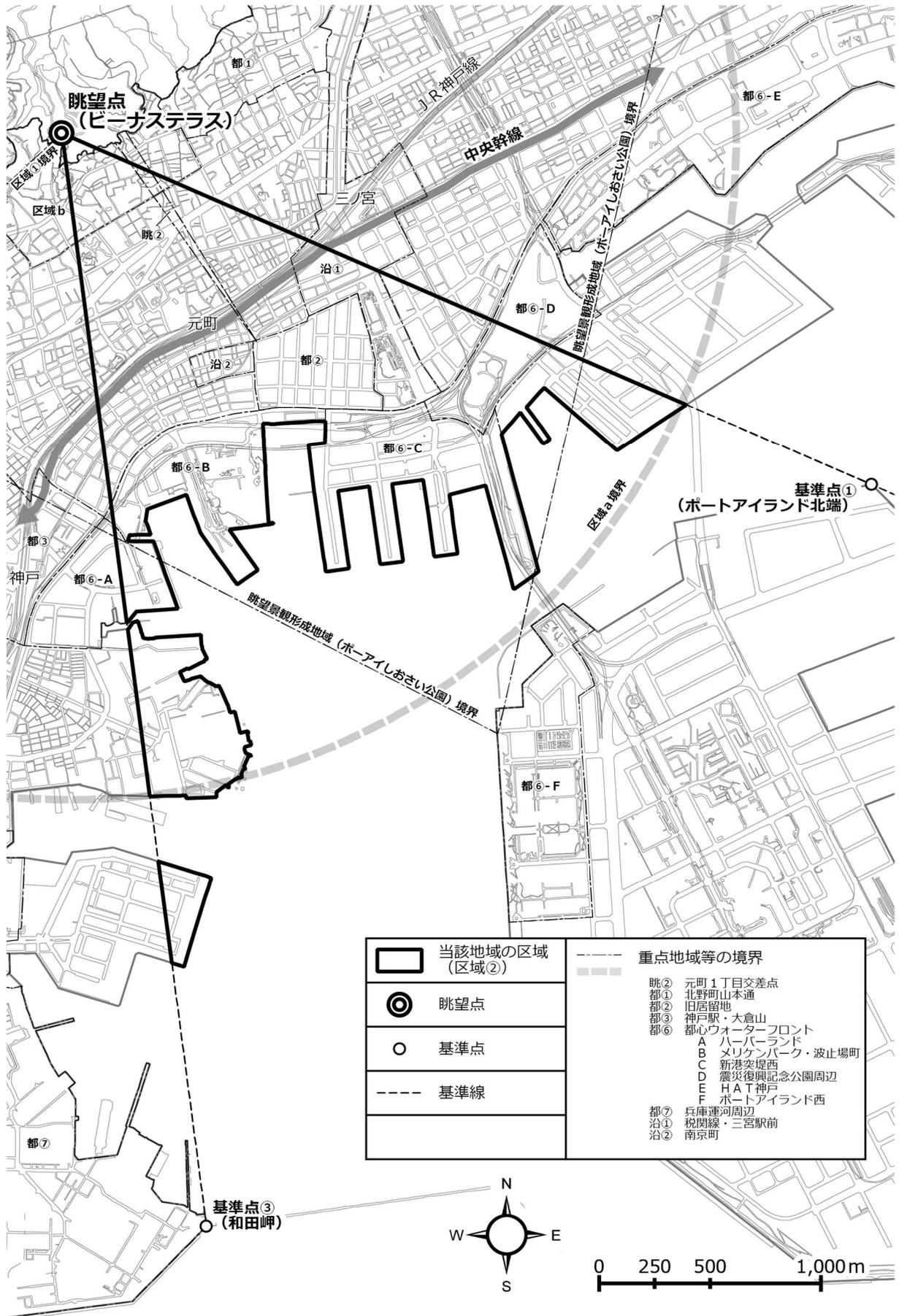
	区域① - a	区域① - b	区域②
すべての広告物	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。		
屋上広告物	-	○掲出しない。	

(1) 区域図

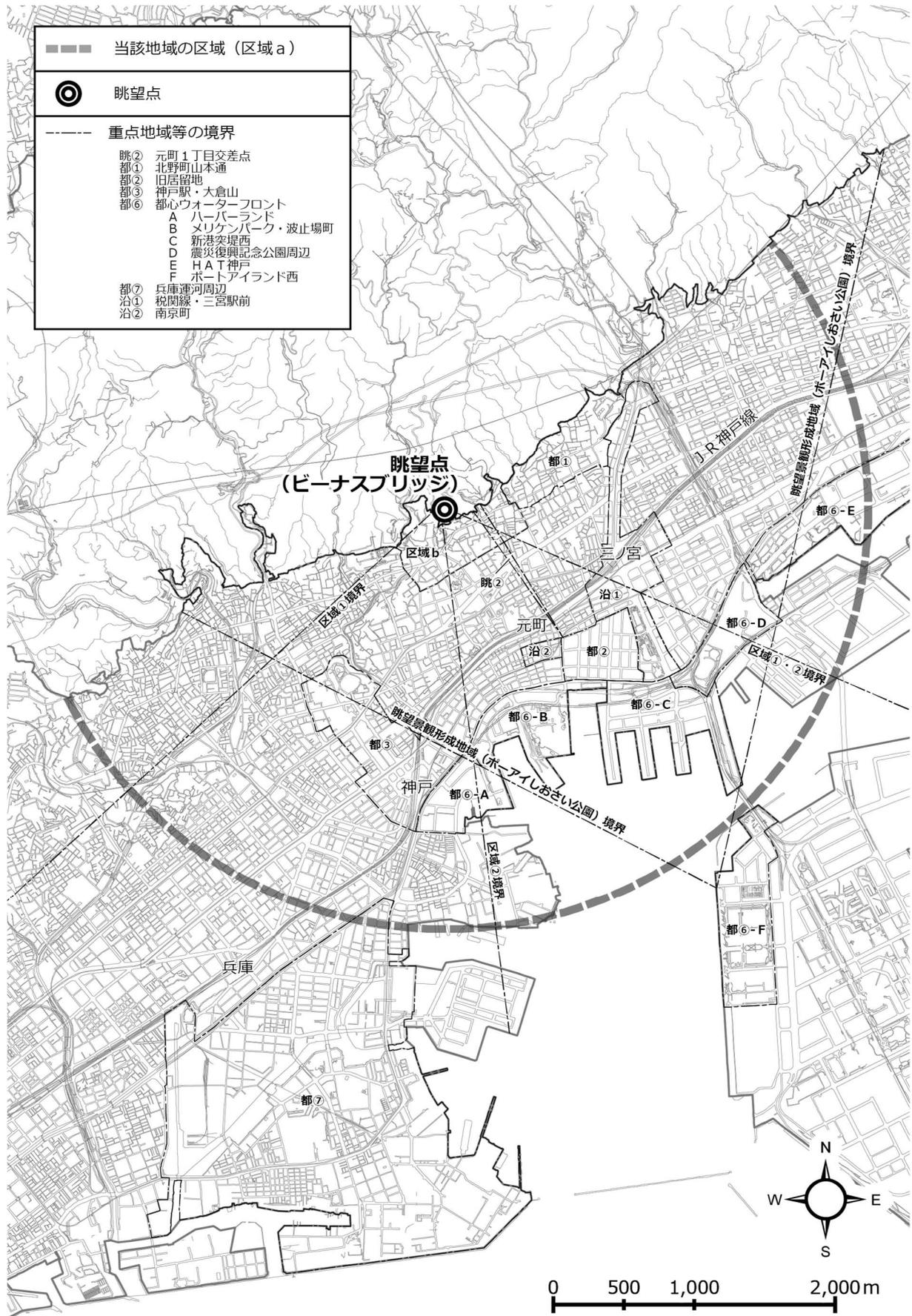


当該地域の区域		区域a	区域b
区域①	区域②		
都市圏展望形成地域 (都市圏展望形成地域) A ハーバーランド B メリケンパーク・波止場町 C 新港変電所 D 震災復興記念公園周辺 E HAT神戸 F ポートアイランド西			
	展望点	--- 基準線	— 区域区分界
	基準点	重点地域等の境界	
圏① ポートアイランド公園 圏② 元町1丁目遊歩点 圏③ 須磨浜公園	北野野山本通 旧居留地・大倉山 地蔵・舞之海井 兵庫・舞之海井 新長田 兵庫 新長田 須磨	都① 北野野山本通 都② 旧居留地・大倉山 都③ 地蔵・舞之海井 都④ 兵庫・舞之海井 都⑤ 新長田 都⑥ 兵庫 都⑦ 新長田 都⑧ 須磨	

《区域②》



《区域 a》



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

都心部や海までの距離が近く、細部までよく見える都心の高層ビル群とともに、ポートアイランドから須磨にいたる市街地や港、大阪湾や紀伊半島まで一望することができる神戸を代表するビューポイントである。

景観形成の基本方針

ビーナステラス、ビーナスブリッジから市街地と港、大阪湾・紀伊半島を眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る。

視点場と区域	ビーナステラス	ビーナスブリッジ		ビーナステラスとビーナスブリッジ
	区域①（須磨浦～ポートアイランド北端） 区域②（和田岬～ポートアイランド北端）	区域 a（概ね半径 3kmの範囲）	区域 b（概ね半径 500mの範囲）	都心ウォーターフロント（都市景観形成地域）
共通	大阪湾・紀伊半島への見晴らしを保全する。 ビーナステラスの眼下の都心部を中心とした区域については、都心部や神戸港内への見晴らしを保全する。	ビーナスブリッジから見晴らすことのできる中景エリアについては、間近に広がる市街地への眺望景観を保全する。	ビーナスブリッジ眼下の近景エリアについては、個々の建築物等の細部までよく見えるため、見下ろしの視線に留意した良好な景観の形成を図る。	－
夜間景観	眼下に市街地の灯りやウォーターフロントの光が輝き、遠く大阪湾の対岸の光まで見渡せる、落ち着いた上品な夜間景観を保全するとともに、新たな照明技術を取り入れながら夜間景観を演出し、みなとまち神戸らしい魅力ある夜間景観を形成する。		温かみのある夜間景観を印象付ける。	みなとまち神戸の夜間景観のシンボリックなエリアとして、光のランドマークとなるような良質な照明の演出を推奨する。

景観形成基準の基本的な考え方

	区域① 区域②	区域 a	区域 b
共通	眺望点から水平距離で19kmの海面上のラインを標高0mの基準線として設定し、建築物等の各部分の高さが、眺望点から基準線を見下ろした俯角により算定した高さを超えないこととする。 建築物等の形態意匠に関する誘導基準を設ける。	建築物等の形態意匠に関する誘導基準を設ける。	区域 a と同様の誘導基準に加え、屋根や建築設備に関する誘導基準を設ける。
夜間景観	建築物等の照明の色温度や輝度などに関する誘導基準を設ける一方、ライトアップなどによる良質な夜間景観の演出を誘導する。		色温度や輝度などについて、特に留意した誘導基準を設ける。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

《区域①》

景観形成基準

建築物又は工作物の高さの最高限度	○各部分の高さが下記により算定した標高（Z：東京湾平均海面からの高さ）を超えないこととする。[単位：m] 《算定式》 $Z = (159.5 + 1.5) - (\text{各部分からピーナステラスまでの水平距離}) \times 0.01$
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物又は工作物の高さは、屋上広告物などの付属物も含めた外観上の高さとする。 2 次のいずれかに該当する区域内においては、この基準は適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区 (2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区 (3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区 (4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区 (5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域 3 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えて、基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見を受けて認める場合は、この基準によらないことができる。

夜間景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	演出	<p>○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。</p> <p>○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するのはこの限りでない。</p>
-----------------	----	----	--

《区域②》

景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○視点場からの見え方に留意した計画・設計とする。 ○特色ある地形やシンボリックな建築物等が見える眺望景観をできるだけ保全するよう、形態意匠を工夫する。
	建築物又は 工作物の幅	○高さ60m以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね平行する方向の幅を40m以内とする。
	壁面のデザイン	○魅力あるシルエットを形成し、壁面が長大で無表情なものとならないよう、形態意匠を工夫する。
	頂部のデザイン	○魅力あるスカイラインを形成するよう、形態意匠を工夫する。
備考	<p>1 次のいずれかに該当する区域内においては、建築物又は工作物の幅の基準は適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区</p> <p>(2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区</p> <p>(3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区</p> <p>(4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区</p> <p>(5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域</p> <p>2 本基準の適用の際、現に存する建築物又は工作物の建て替えて、建築物又は工作物の幅の基準に適合させることが困難なものについて、神戸市が都市景観審議会の意見をを受けて認める場合は、当該基準によらないことができる。</p>	

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	照 明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

《区域 a、区域 b》

景観形成基準

		区域 a	区域 b
形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○視点場からの見え方に留意した計画・設計とする。	
	壁面の デザイン	○魅力あるシルエットを形成し、壁面が長大で無表情なものとならないよう、 形態意匠を工夫する。	
	頂部の デザイン	○魅力あるスカイラインを形成するよう、形態意匠を工夫する。	
	建築設備等	－	○屋根は周辺環境と調和のとれたものとする。 ○屋上に設置する場合は、修景等の工夫をする。

夜間景観形成基準

			区域 a	区域 b
形態又は色彩 その他の意匠 の制限	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
			－	○視点場から視認できる照明は電球色とする。
		輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。	
			－	○光源が視点場から視認できないよう、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	
			○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。	－
			○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

《都心ウォーターフロント》

都心ウォーターフロントにおける夜間景観形成基準は、都市景観形成地域の項に記載する。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

《区域②、区域 a、区域 b》

景観形成基準

		区域②	区域 a	区域 b
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。		
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。		○掲出しない。
屋上広告物		○建築物と一体となるよう、形態意匠を工夫する。		○掲出しない。ただし、建築物と一体となるよう工夫された自家用広告物を除く。

夜間景観形成基準

			区域②	区域 a	区域 b
す べ て の 広 告 物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。		
			—	—	○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。		(○掲出しない)
変化		○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			

《都心ウォーターフロント》

都心ウォーターフロントにおける夜間景観形成基準は、都市景観形成地域の項に記載する。

2-3 都市景観形成地域

2-3-0 都市景観形成地域における届出対象行為等

(1) 届出対象行為

行為	区域の区分		規模	
建築物の新築、増築、改築、移転、修繕等	兵庫運河周辺	運河沿いエリア	ア 高さが5mを超えるもの イ 床面積の合計が10㎡を超えるもの	
		その他の区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの
			その他の用途地域	ア 高さが20mを超えるもの イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの
	その他の区域	ア 高さが5mを超えるもの イ 床面積の合計が10㎡を超えるもの		
準用工作物の新設、増築、改築、移転、修繕等	兵庫運河周辺	運河沿いエリア	すべて	
		その他の区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの
			その他の用途地域	ア 高さが20mを超えるもの イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの
	その他の区域	すべて		
木竹の伐採	北野町山本通		樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超えるもの	
	岡本駅南			

※増築については、増築に係る部分が左欄に掲げる規模のもの又は増築後に左欄に掲げる規模となるものに限る。
※修繕等については、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるもの又は10㎡を超えるものに限る。

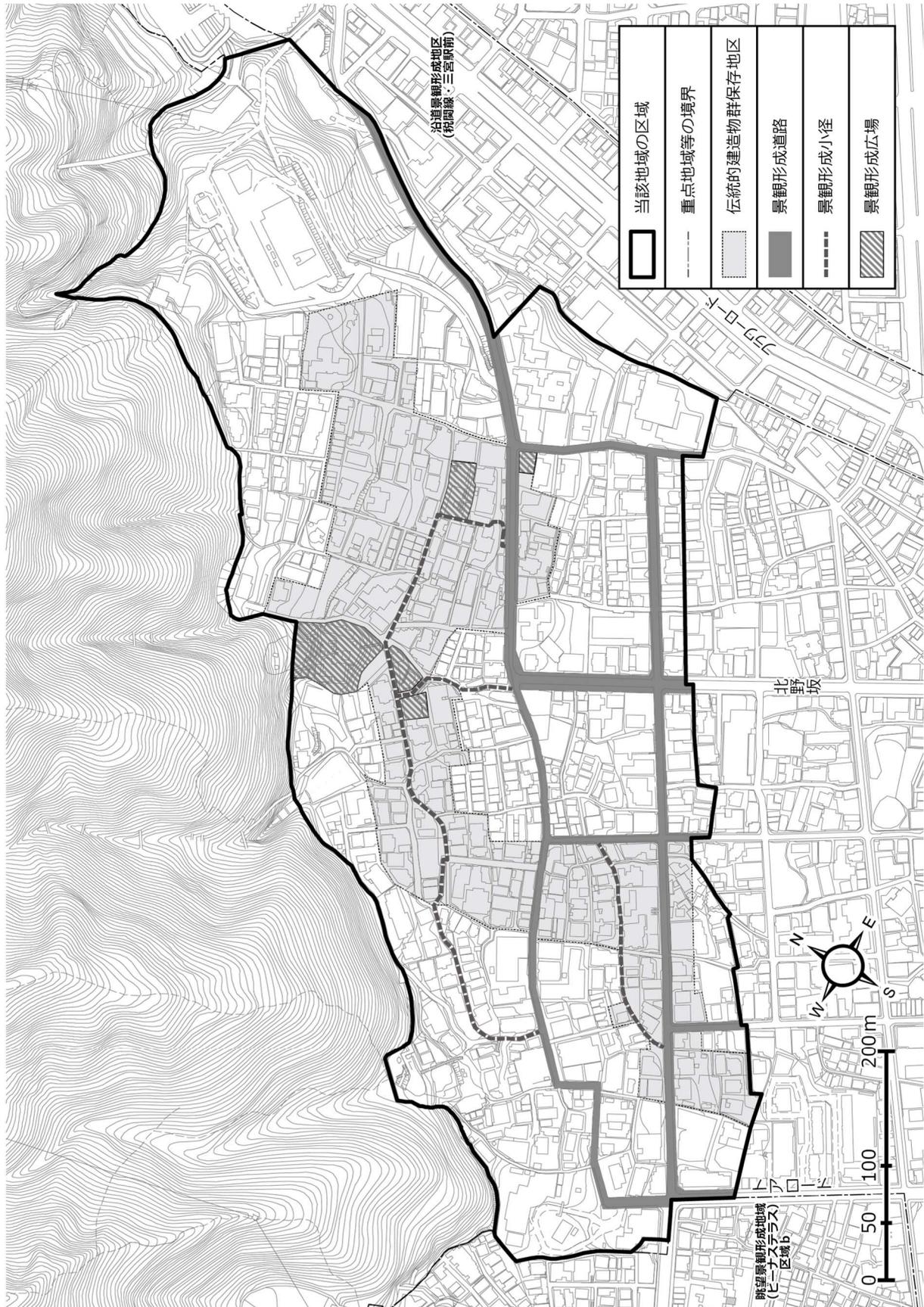
* 景観影響建築行為

区域の区分			行為
北野町山本通			4階以上の部分を有する建築物の新築、増築（4階以上の部分の増築に限る。）及び改築
兵庫運河周辺区域	運河沿いエリア		高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築
	その他の区域	用途地域のうち、商業地域	高さが31mを超える建築物の新築、増築（高さが31mを超える部分の増築に限る。）及び改築
		その他の用途地域	高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築
	その他の区域		高さが45mを超える建築物の新築、増築（高さが45mを超える部分の増築に限る。）及び改築
その他の区域			高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の対象規模

許可を要する広告物すべて。ただし、兵庫運河周辺の運河沿いエリア以外については、許可を要する広告物のうち、1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの。

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

明治の開港以降、異人館と呼ばれる洋風住宅が建ち並び異国情緒豊かな住宅地として発展した地域で、国際文化が融合するエキゾチックな雰囲気は今に引き継いでいる。

その後、都心とは趣を異にする商業地としての新たな性格が加わり、そのことが地域をより个性的で洗練されたものになっている。

景観形成の目標

住宅と商業が調和し、多面的で洗練された魅力をもつまち

【ゾーン別の方向】

住宅環境保全ゾーン

明治以来引き継いできた閑静な環境をまもり、さらによりよい居住地の形成を図る。

住宅・商業共存ゾーン
(景観形成道路沿い)

良好な住居環境に支えられ、北野らしくハイセンスな界隈性を持つファッションタウンの形成を図る。

景観形成の基本方針

- 1 異人館をはじめとする既存のすぐれた遺産を受け継いでいく。
- 2 住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境整備をすすめる。
- 3 神戸らしさ、北野らしさあふれるまちづくりを絶えず指向する。

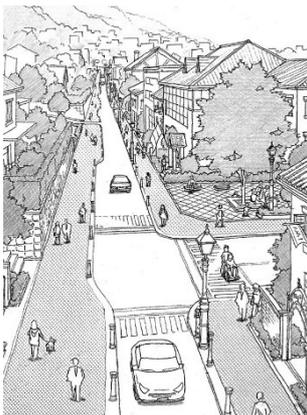
景観形成基準の基本的な考え方

- 1 北野らしい景観を形成するため必要な内容とし、保存地区における伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成する歴史的風致の保全を配慮する。
- 2 良好な生活環境の維持及び育成を図るため、建築物の位置及び意匠、緑化等について配慮する。
- 3 道路、公園、広場等の公共空間と接する空間は、景観形成上重要な役割を果たすため、その景観形成について配慮する。
- 4 ゾーン別にきめ細やかな景観誘導を図るため、景観形成道路や小径、広場を定め、各ゾーンごとの景観形成基準を設ける。

景観形成道路と景観形成広場

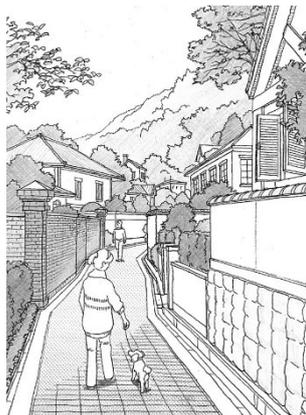
景観形成道路

住宅・商業共存ゾーンの中核を形成する地区内主要道路で、これを軸ににぎわいの中にもゆとりのある景観を演出する。



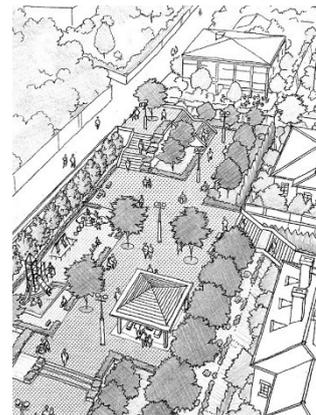
景観形成小径

主として歩行者のための小径で、連続する塀や生垣など小径特有の景観を大切に、落ち着きとうるおいのある空間をまもり、そだてる。



景観形成広場

良好な緑や、開放的な空間をもつ広場で、これの周辺と一体となってうるおいとやすらぎのある景観を形成する。



(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

a. 全域に適用される基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の景観との調和に配慮した質の高いものとする。
	敷地・緑化	○良好な景観を形成するため植栽等を行う。
	塀・柵	○高さは2m以下とする。
	日よけ・ 雨よけテント	○設置しない。
	建築設備等	○道路、公園、広場等の公共空間から容易に見える位置及び建築物の屋上部分には設置しない。やむを得ず設置する場合は、地域の景観との調和に配慮したものとする。
建築物又は工作物の 高さの最高限度	○エレベーター機械室、階段室、その他建築物に設置される工作物とともに構成される高さを13m以下とする。ただし、避雷針、アンテナその他これらに類するものを除く。	
壁面の位置の制限	○道路境界線及び景観形成広場の境界線から外壁等の面までの距離は1.5m以上とする。 ○隣地境界線から外壁等の面までの距離は1m以上とする。ただし、景観形成道路沿いについては、専ら住居の用に供される一戸建ての住宅等（以下「専用住宅」という。）に限る。	
壁面後退部分	○道路境界線及び景観形成広場の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。	
土地の区画形質の変更	○土地の形質の変更を行うときは、地域の景観との調和に配慮する。	
木竹の伐採	○樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木、地域を特色づけている樹木及び生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。	

b. 景観形成道路、景観形成小径について追加する基準

		景観形成道路沿い	景観形成小径沿い
形態又は色彩 その他の意匠 の制限	塀・柵	○景観形成道路に面して設けない。ただし、専用住宅を除く。	○小径特有の意匠に配慮する。
	日よけ・ 雨よけテント	○やむを得ず設置する場合は、必要最小限のものとし、色彩等に配慮して建築物等と調和のとれたものとする。	—
有効空地の面積		○景観形成道路に面して都市景観の形成に有効な空地（道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地を含む）を敷地面積の10分の2以上確保する。ただし、専用住宅を除く。	—

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

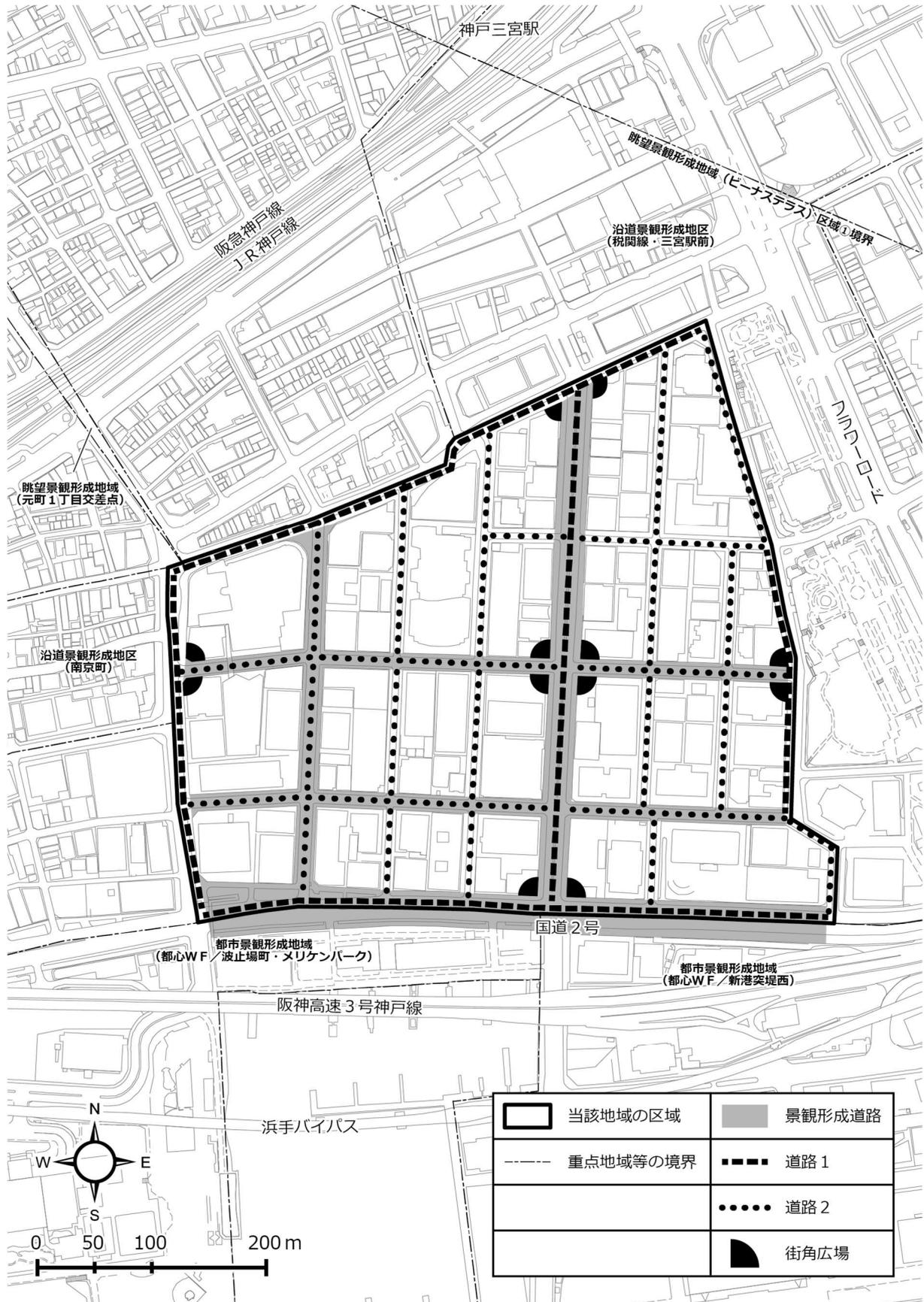
景観形成基準

		景観形成道路沿い	その他
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は、簡素化する。 ○色の彩度を低くし、調和を図る。 ○色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける。	
	配置・位置	○歩行者の視線からの眺望・見通しに配慮した位置に掲出する。	
	種別	○自家用広告のみとする。	
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。	
		○1敷地あたりの総面積は、接道延長[単位:m]×0.5㎡(5㎡に満たない場合は5㎡)以下とする。	○1敷地あたりの総面積は、接道延長[単位:m]×0.3㎡(5㎡に満たない場合は5㎡)以下とする。
映像装置	○原則として掲出ししない。		
地上広告物	地上からの高さ	○4.5m以下とする。	○2.5m以下とする。
屋上広告物		○掲出ししない。	
突出広告物	突出幅	○建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離は、1.5m以下とする。	
	表示面積	○1店舗・事業所につき、1面あたり2㎡以下とする。	○1店舗・事業所につき、1面あたり1㎡以下とする。
	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。	

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

明治の開港以降、外国人居留地として整備され、その後、都心の中核業務地として発展してきた地域である。街区形態（道路と区画割）は整備当時とほとんど変わらず、また、大正から昭和にかけて建てられた近代洋風建築がいくつか現存しており、それらが当地域のまちなみを個性的なものにしている。

景観形成の目標

にぎわいと風格ある中核業務地。

景観形成の基本方針

- 1 都心業務地にふさわしいにぎわいのあるまちなみの形成を図る。
- 2 歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成を図る。
- 3 親しみとるおいのある地域環境の整備を図る。

【継承すべき景観要素】 近代建築物によって形づくられたまちの雰囲気

- 1 街区形態（道路と区画割）
- 2 道路空間における囲まれ感
- 3 ゆるやかに統一されたスカイライン
- 4 建築物の風格ある意匠・材質

【まちなみづくりのキーワード】

にぎわい	<ul style="list-style-type: none">・旧居留地にふさわしい交流機能を導入する。（建築物の用途）・街角を特徴づける広場を確保する。
伝統	<ul style="list-style-type: none">・近代建築物を保全・活用する。・旧居留地時代の敷地割に基づくボリューム感をまもる。（建築物の規模）・囲まれ型まちなみを継承するために、壁面線と中層階のスカイラインを揃える。（建築物の形態）
風格	<ul style="list-style-type: none">・街区に内包される広場空間を形づくる。・風格あるまちなみを盛り立てる建築物の材質・意匠とする。・風格あるまちなみを乱す要素をつくらない。・夜間の景観にも配慮し、演出する。・日よけテントや広告物等もまちなみの演出要素として十分配慮する。・空地や屋外駐車場は、道路を特色づける要素として修景する。
もてなし	<ul style="list-style-type: none">・道行く人に親しまれる1階の表情をつくる。・駐車場への通路は、歩行者空間の動線と修景を阻害しない位置に設置する。・緑と花でまちを飾る。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 建築物・工作物の意匠を当地域の特色ある景観にふさわしい質の高い風格のあるものに誘導する。
- 2 都心業務地にふさわしい建築物の規模を確保する。
- 3 敷地内に空地を確保するよう誘導し、道路や建築物と一体となったゆとりとるおいのある道路軸景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の景観との調和に配慮した質の高いものとする。			
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○形態・意匠は、地域のにぎわいに配慮されたものとし、1階・地階部分での商業施設の配置や、文化的機能の導入に努める。 ○駐車場の出入口は、景観形成道路に面して設置しない。ただし、敷地が景観形成道路以外の道路に接しない場合又は交通安全上もしくは用途上やむを得ない場合はこの限りでない。			
	敷地・緑化	○空地には良好な環境を形成するため植栽等を行う。 ○街角広場及び地域の都市景観の形成に有効な空地（道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地を含む。以下、「有効空地」という）は地域の景観に配慮された修景を施すとともに歩道に面する部分については、歩道と調和のとれたものとする。			
	塀	○道路に面して塀は設けない			
	建築設備等	○見えない位置に設ける、建築物の中に取り込む、覆いをするなど周囲の景観に配慮する。			
壁面の位置の制限	○まちなみの連続性を図るため、道路境界線から外壁等の面までの距離は次表のとおりとし、壁面線を整える。 <table border="1" data-bbox="534 918 1308 1003"> <tr> <td>道路1 沿い</td> <td>高さ31m以下の部分において、おおむね1m</td> </tr> <tr> <td>道路2 沿い</td> <td>高さ20m以下の部分において、おおむね1m</td> </tr> </table> ○主要な出入口等については、歩行者の通行の支障とならないよう、ゆとりあるものとする。	道路1 沿い	高さ31m以下の部分において、おおむね1m	道路2 沿い	高さ20m以下の部分において、おおむね1m
道路1 沿い	高さ31m以下の部分において、おおむね1m				
道路2 沿い	高さ20m以下の部分において、おおむね1m				
壁面後退部分	○道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。				
建築面積	○500㎡以上とする。ただし、次のいずれかに該当する建築物はこの限りでない。 (1) 仮設建築物、駐車場を管理するための建築物その他これらに類する建築物 (2) 敷地の規模形状によりやむを得ない場合で、建築面積の敷地面積に対する割合が10分の8以上の建築物				
有効空地の面積	○100分の5以上（敷地が角地の場合は100分の7以上）確保する。ただし、有効空地を角地に確保するなど地域の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。また、上部が開放されていない空地であっても、地域の都市景観の形成に配慮されている場合は有効空地とみなす。				

夜間景観形成基準

形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	照明	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。 ○地域の景観に配慮されたものとする。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。 ○店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。 	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

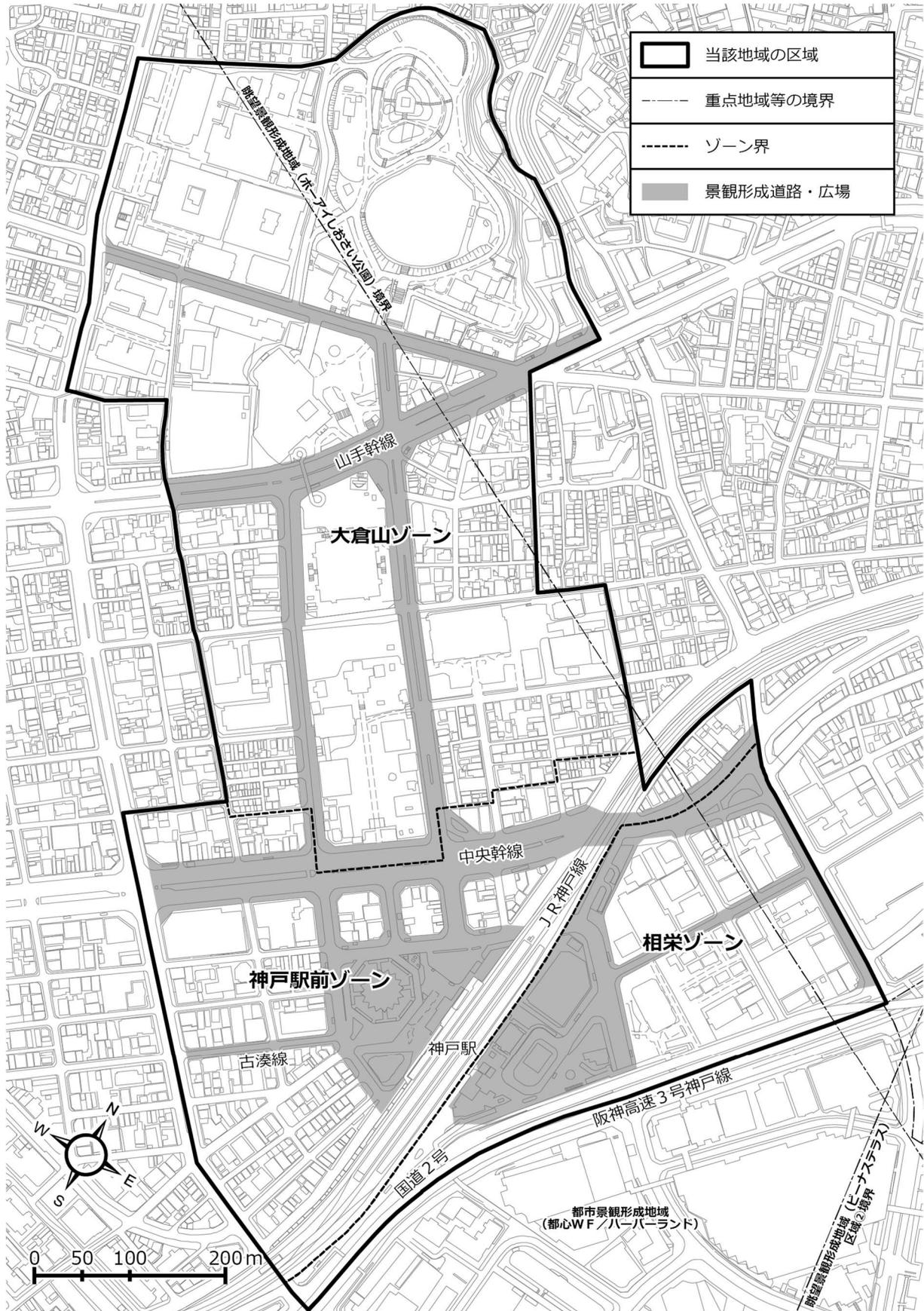
景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は簡素化する。						
	配置・位置	○窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。						
	種別	○自家用広告物のみとする。						
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。						
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。						
地上 広告物	地上からの高さ	○5m以下とする。						
	配置・位置	○道路の上及び壁面の位置の制限による道路境界線からの後退部分には掲出しない。						
屋上広告物		○掲出しない。						
壁面 広告物	表示面積	○表示面積の合計は、日よけテント等を利用するものも含め、次表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>掲出する壁面</th> <th>表示面積の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路1に面する壁面</td> <td>建築物の高さ31m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下</td> </tr> <tr> <td>道路2に面する壁面</td> <td>建築物の高さ20m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下</td> </tr> </tbody> </table>	掲出する壁面	表示面積の合計	道路1に面する壁面	建築物の高さ31m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下	道路2に面する壁面	建築物の高さ20m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下
	掲出する壁面	表示面積の合計						
	道路1に面する壁面	建築物の高さ31m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下						
道路2に面する壁面	建築物の高さ20m以下の部分の壁面の面積の10分の1以下							
3階以上への掲出	○建築物の3階の床面高さ以上の部分に掲出する場合は、以下のとおりとする。 (1) 1道路につき1個以下とする。 (2) 建物名、店舗・事業所名、社章のみの表示とする。 (3) 箱文字、切り文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。ただし、店舗等の商業用途の部分は除く。							
突出広告物	○掲出しない。							
幕	○1個あたりの表示面積（両面に表示する場合はその合計）は5㎡以下とする。							

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

神戸文化軸として位置づけられ、神戸の都心西部を形成している地域である。

大倉山公園から湊川公園にかけて豊かな緑があり、都心商業地の一部を形成する神戸駅前ゾーン、業務地区の相栄ゾーン、文化施設の集中する大倉山ゾーンという性格の異なる3つのゾーンから構成されている。

まちづくりの目標

歴史と文化の香りがあふれる魅力と活力あるまちづくり。

景観形成の基本方針

- 1 うるおいと活気のあるまちなみの形成を図る。
- 2 にぎわいと親しみのあるまちなみの形成を図る。
- 3 個性と風格あるまちなみの形成を図る。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 神戸文化軸という位置付けにふさわしく、建築物・工作物の意匠を質の高いものとし、建築物の規模を確保するよう誘導する。
- 2 土地利用や建物用途等の性格により、地域を3ゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じたきめ細かな誘導を行う。

神戸駅前ゾーン

商業地区にふさわしいにぎわいと統一感のあるまちなみを形成するように誘導する。

相栄ゾーン

駅前地区にふさわしい風格とゆとりのあるまちなみを形成するように誘導する。

大倉山ゾーン

建築物等の意匠は、質の高い落ち着いたものとし、周辺の緑と一体となつてうるおいと親しみのあふれるものに誘導する。

- 3 重点的に景観誘導を行うことにより効果が高まると期待される道路及び駅前広場を、それぞれ、景観形成道路、景観形成広場として指定し、その沿道の建築物等の誘導を行う。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

		神戸駅前ゾーン	相栄ゾーン	大倉山ゾーン
形態又は色彩その他の意匠の制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の景観との調和に配慮した質の高いものとする。		
	色	－	－	○特に緑との調和に留意する。
	屋根以外の外観	○にぎわいと統一感を考慮した明るい色調とする。	○風格ある重厚な色調とする。	○緑と調和した落ち着いた色調とする。
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○景観形成道路及び景観形成広場に面して閉鎖的なシャッターを設置しない、ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎわいに配慮する。 ○駐車場の出入口は、景観形成道路及び景観形成広場に面して設置しない。ただし、敷地が景観形成道路及び景観形成広場以外の道路に接しない場合又は交通安全上もしくは用途上やむを得ない場合はこの限りでない。		
	敷地・緑化	○空地等には、良好な環境を形成するため植栽等を行う。		
	日よけ・雨よけテント	○景観形成道路及び景観形成広場に面して設ける場合は、必要最小限のものとし、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 道路面からの高さは2.5m以上とする。 (2) 道路上への突出は道路境界線から1m以内とする。 (3) 道路上に支柱を設けない。		
アーケード	○景観形成道路及び景観形成広場には、原則として設置しない。			
建築設備等	○見えない位置に設ける、建築物の中に取り込む、覆いをするなど周囲の景観に配慮する。			
建築物の 高さの最低限度	○17m以上（古湊線沿道は9m以上）とする。	○17m以上とする。	○9m以上とする。	ただし、敷地が景観形成道路及び景観形成広場に接しない場合又は敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。
壁面の位置の制限	○道路境界線から外壁等の面までの距離は、高さ2.5m未満の部分において、1m以上とする。	○道路境界線から外壁等の面までの距離は2m以上とする。	○道路境界線から外壁等の面までの距離は、高さ2.5m未満の部分において、1m以上とする。	ただし、景観形成道路及び景観形成広場に接しない場合、幅員の広い歩道に接する場合又は敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。
壁面後退部分	○道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。			
建築面積	○150㎡以上とする。	○500㎡以上とする。	○80㎡以上とする。	○ただし、敷地面積が狭小で、これによりがたい場合を除く。
容積率	○10分の20以上とする。ただし、地域の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。			－
有効空地の面積	－	○地域の都市景観の形成に有効な空地（道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地を含む）を100分の5以上（敷地が角地の場合は100分の7以上）確保する。	－	

夜間景観形成基準

			神戸駅前ゾーン・相栄ゾーン	大倉山ゾーン
形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。	
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
	演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	○景観形成道路及び景観形成広場に面する場合は、建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	
			○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。	-	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

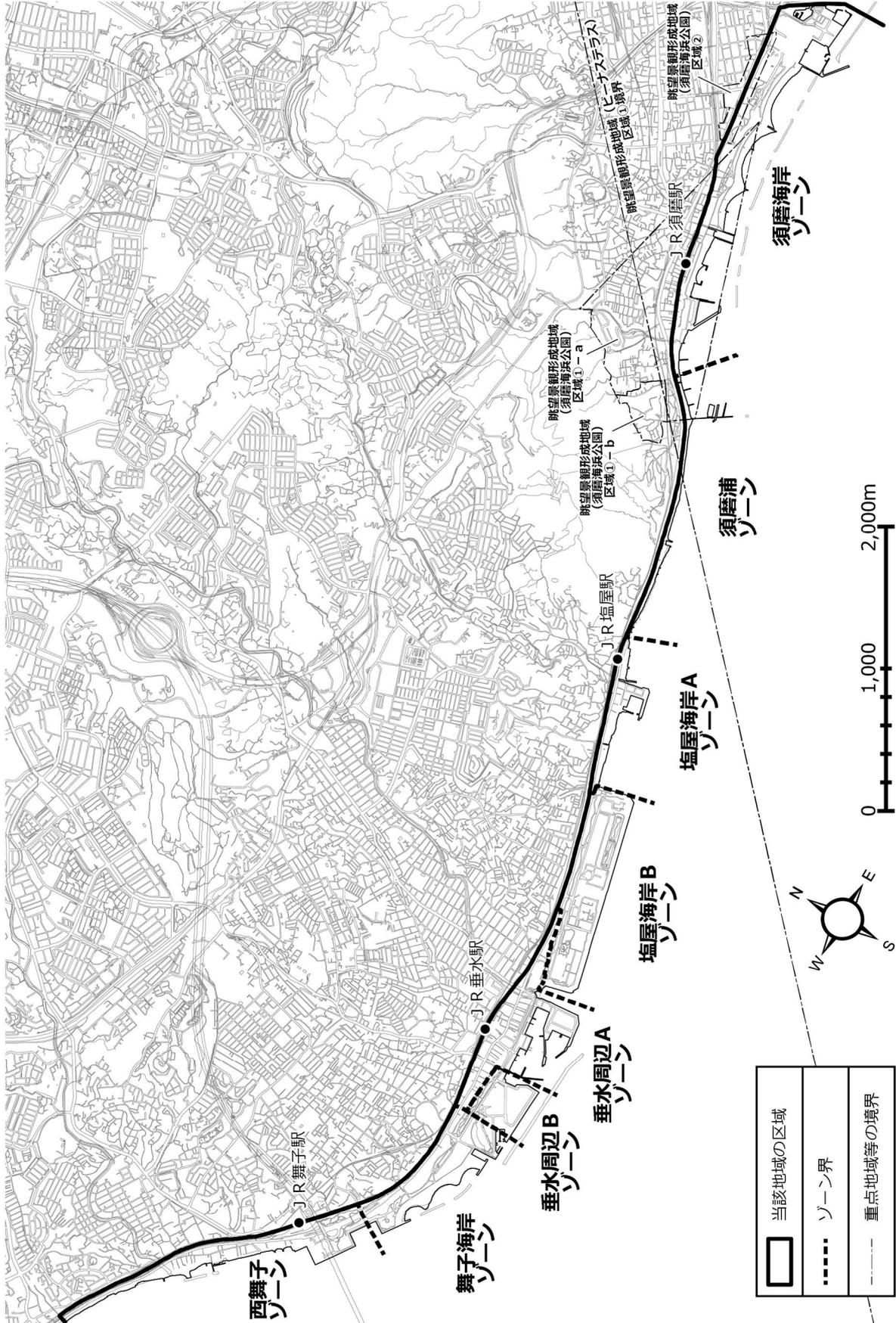
景観形成基準

		神戸駅前ゾーン・相栄ゾーン	大倉山ゾーン
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は簡素化する。	
	配置・位置	○窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。	
	種別	－	○自家用広告物のみとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。	
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。
地上 広告物	地上からの高さ	○10m以下とする。	
	配置・位置	－	○景観形成道路の上には突き出さない。
屋上 広告物	基本事項	○形態・意匠等に配慮しながら、建築物との一体化を図る。	
	高さ	○建築物の高さの3分の1かつ8m以下とする。	○建築物の高さの3分の1かつ4m以下とする。
	掲出数	○1建築物につき1個以下とする。	
壁面 広告物	表示面積	－	○表示面積の合計は、日よけテント等を利用するものも含め、掲出する壁面の面積の10分の1以下とする。
突出 広告物	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。	
		－	○景観形成道路の上には突き出さない。
	掲出数	－	○1道路につき1個以下とする。

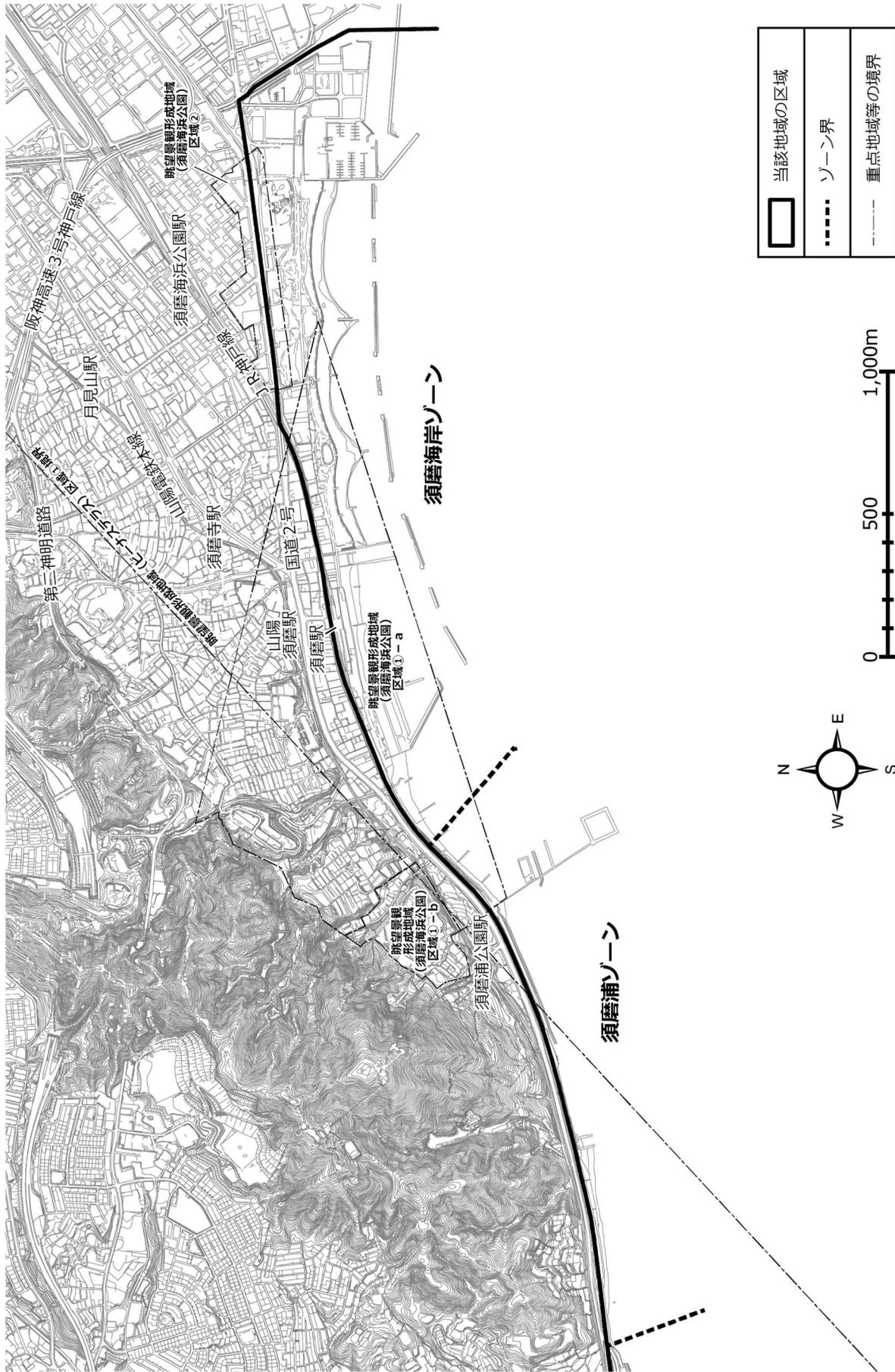
夜間景観形成基準

			神戸駅前ゾーン・相栄ゾーン	大倉山ゾーン
すべての 広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	(○原則として掲出しない。)
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

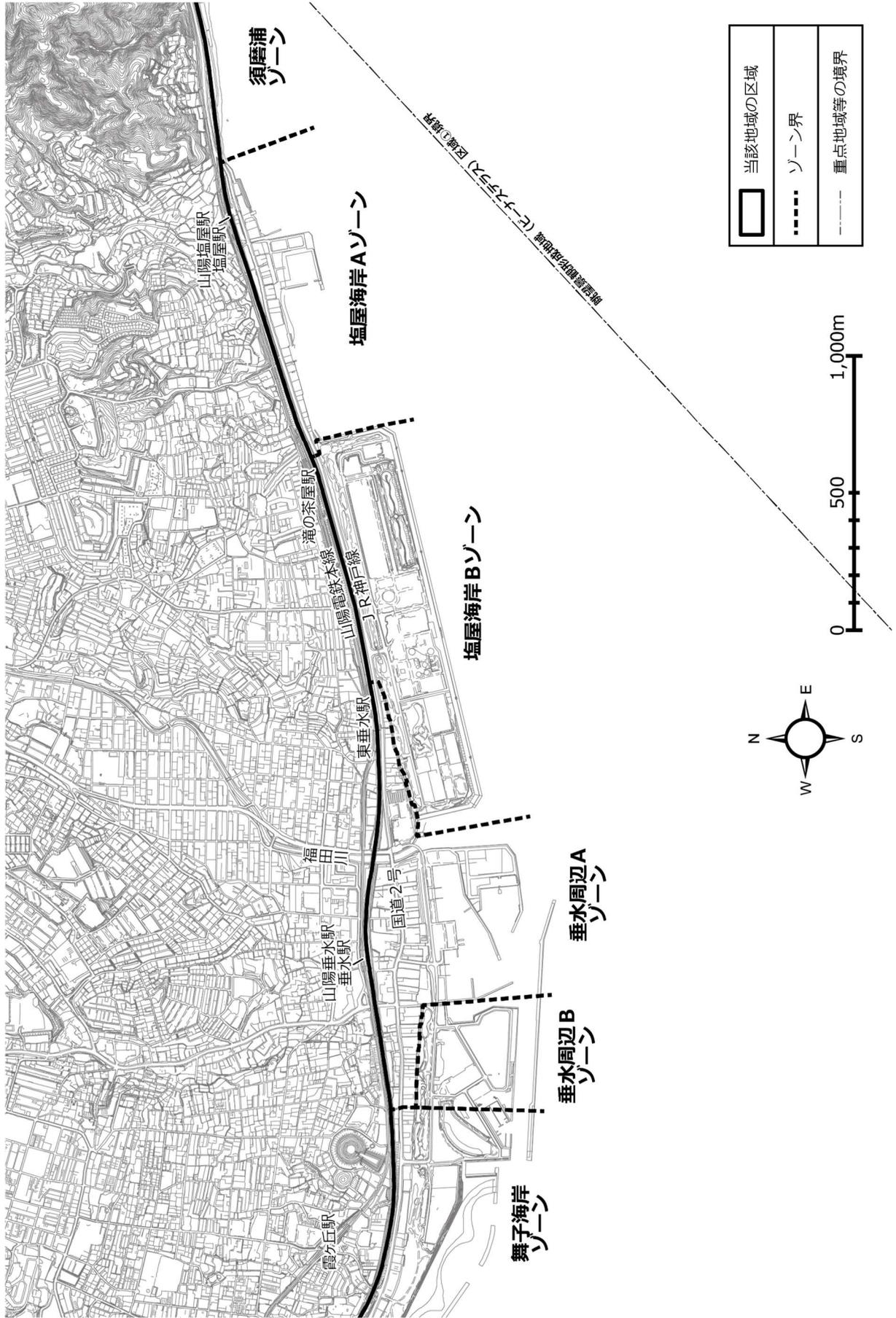
(1) 区域図



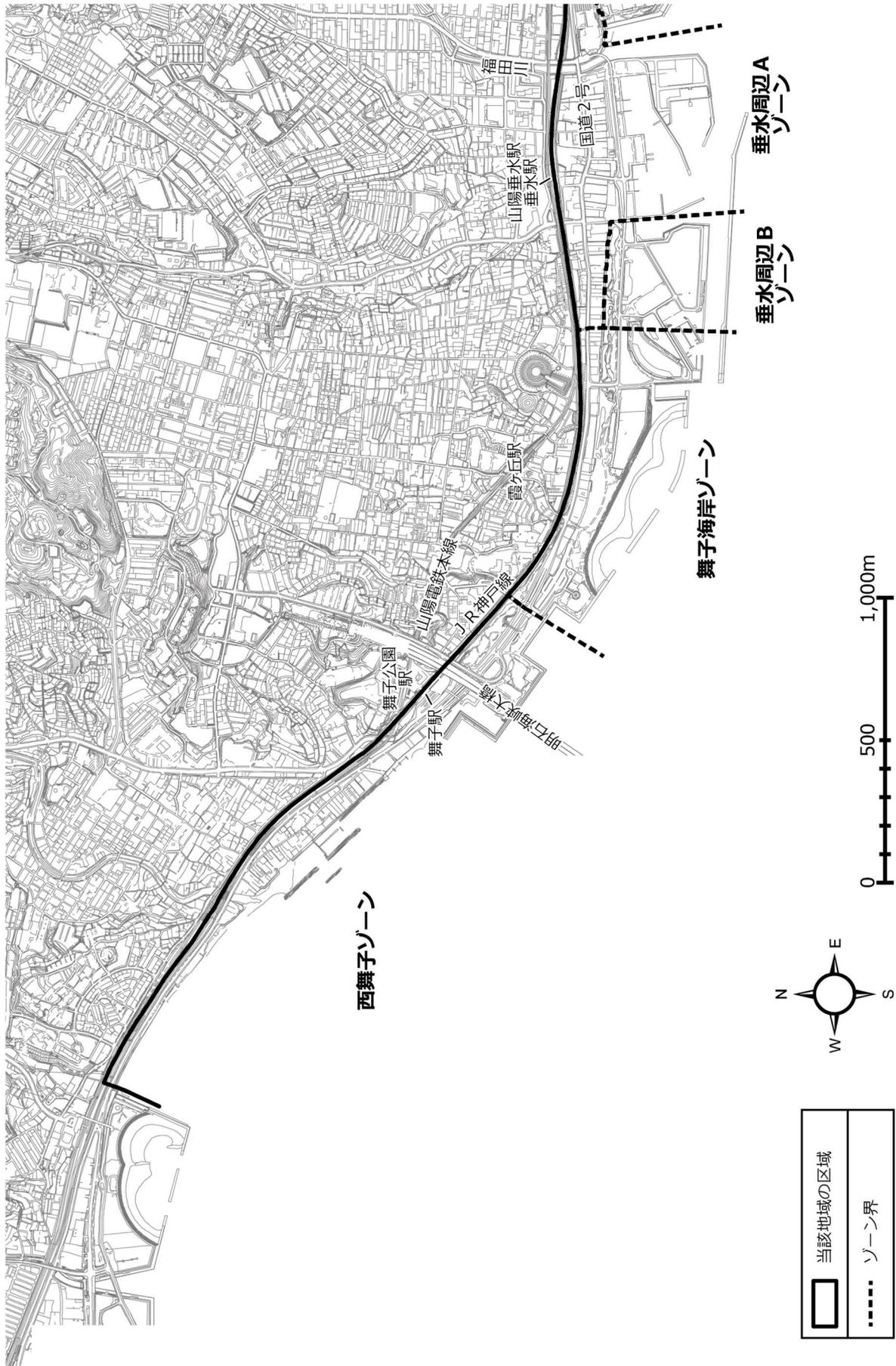
《須磨海岸ゾーン～須磨浦ゾーン》



《塩屋海岸Aゾーン～垂水周辺Bゾーン》



《舞子海岸ゾーン～西舞子ゾーン》



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

明るく開放的な眺望景観	南に海を望み、北側に山、丘を配し、海上からまちなみを望む景観は神戸らしい眺望型景観の一典型である。一方、五色塚古墳や鉄道の車窓などから瀬戸内海や淡路島への眺望に恵まれた地形的な特質を有している。
豊かな自然景観	美しい砂浜、松林、緑豊かな山並みなど、豊かな自然景観が展開している。これらは大都市の海岸部に残された貴重な資源であり、妙法寺川以東の工業、業務施設をひかえた港湾機能や防潮岸壁と異なった景観を呈している。
親水性あふれる ウォーターフロント景観	海水浴場、公園、山、漁港、一般市街地といった多様な機能によって構成されており、これらは、市民のレクリエーション空間として変化に富んだ親水の高いウォーターフロント景観を形成している。
歴史を偲ばせる 深みのある景観	古代より様々な歴史に彩られた地域であり、五色塚古墳、大歳山遺跡、敦盛塚、移情閣などの歴史的遺産が数多く存在している。これらは地域景観に深みを与えるとともに、地域の魅力を高める大きな要素ともなっている。
新しい景観	明石海峡大橋、マリニピア神戸などの新たな景観が形成され、レクリエーション、観光の面からも当地域に大きな影響を与えている。

景観形成の基本方針

豊かな自然環境の保全、育成 と新たな都市景観の創造	<ul style="list-style-type: none">・海浜及び後背地の自然環境については、地域環境を構成する重要な要素として保全、育成していく。・明石海峡大橋の人工美を積極的に生かし、自然環境と大規模構造物が調和した新たな魅力を創造する。
海浜環境にふさわしい まちなみの形成	<ul style="list-style-type: none">・海洋リゾート・レクリエーションゾーンとしてふさわしい、明るく開放的なまちなみを形成する。・ゆとりとにぎわいを演出して、住み、働き、憩う人々や来訪者にとって魅力あふれるまちなみを形成する。
眺望型景観の形成	<ul style="list-style-type: none">・海上からの眺望型景観の特性を生かすため、明るく開放的な神戸らしい海浜景観を形成する。・国道、鉄道からの海への視界ができるだけ確保されるように留意する。・主要眺望点からの眺望に留意する。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 明るく開放的な海浜景観にふさわしく、建築物、工作物の意匠を質の高いものとし、まちなみとしての美しいスカイライン、シルエットを形成するよう誘導する。
- 2 将来の土地利用や背山や明石海峡大橋の位置等を考慮して、ゾーンに応じたきめ細かな誘導を行う。

須磨海岸ゾーン	豊かな緑の中に点在するゆとりとにぎわいのあるレクリエーションゾーンとしてのまちなみを形成するよう誘導する。
須磨浦ゾーン	海と山が接する自然環境を基調とする景観を保全する。
塩屋海岸Aゾーン	海とジェームス山の緑を生かし、変化に富んだにぎわいのあるまちなみを形成するよう誘導する。
塩屋海岸Bゾーン	緑の中にのびやかに配置されたスポーツゾーンにふさわしい景観を形成するよう誘導する。
垂水周辺Aゾーン	多様な機能が複合した魅力と活気あふれる高集積ゾーンとしてのまちなみを形成するよう誘導する。
垂水周辺Bゾーン	レクリエーションゾーンとして、ゆとりとにぎわいのあるまちなみを形成するよう誘導する。
舞子海岸ゾーン	ゾーン全体として公園的土地利用をめざすとともに、ゆとりあるリゾートゾーンとしてのまちなみを形成するよう誘導する。
西舞子ゾーン	明石海峡大橋の眺望を生かし、変化に富んだにぎわいのあるまちなみを形成するよう誘導する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

a. 全域に適用される基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	頂部のデザイン	○軽快なスカイラインを構成する。	
	色 彩	屋根	○落ち着いた低彩度のものを基調とする。
		屋根以外の外観	○高明度かつ低彩度のものを基調とする。
	眺望への配慮	○形態・意匠は、眺望点（鉢伏山、ジェームス山、五色塚古墳、マリンピア神戸、舞子公園、明石海峡大橋及び客船・遊覧船等の船舶上）からの眺望に配慮する。	
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○1階部分は、まちなみ景観にふさわしい意匠とする。シャッター、ショーウィンドー等を設ける場合は、まちの活気とにぎわいに配慮した意匠とする。	
	敷地・緑化	○海岸に面する部分、敷地内空地等には、海浜風景になじむ植栽を行うとともに、空地部分の舗装仕上げに留意する。	
	塀	○塀を設ける場合は、できるだけ透過性のものとし、植栽と併設する。	
	ベランダ等	○ベランダ等を設置する場合は、緑化に努め、洗濯物や室外機等が見えない工夫をする等、周囲の景観に配慮する。	
	日よけ・雨よけテント	○国道2号に面して設ける場合は、必要最小限のものとし、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 道路上への突出は道路境界線から1m以内とする。 (2) 道路上に支柱を設けない (3) 地域の景観と調和のとれた意匠とする。	
アーケード	○原則として設置しない。		
建築設備等	○建築物の中に取り込む、覆いをするなど周囲の景観に配慮する。 ○屋上に設置する場合は、スカイラインに配慮する。		

b. ゾーンごとに追加する基準

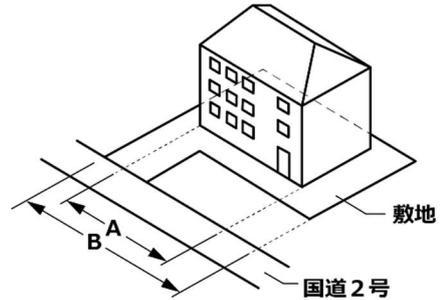
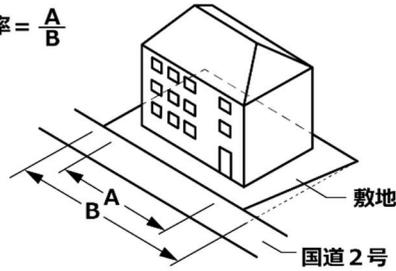
			ゾーン							
			須磨海岸	須磨浦	塩屋海岸		垂水周辺		舞子海岸	西舞子
					A	B	A	B		
建築物又は工作物の高さの最高限度			15m以下	10m以下	-	-	-	-	15m以下	-
建築物の高さの最低限度			-	-	-	-	9m以上	9m以上	-	-
壁面の位置の制限	外壁等の面までの距離	国道2号の境界線から	2m以上	3m以上	2m以上	-	2m以上	-	2m以上	2m以上
		隣地境界線から	1m以上	1.5m以上	-	-	-	-	-	-
		護岸の境界線から	-	-	-	3m以上	-	3m以上	3m以上	-
壁面後退部分			○国道2号の境界線及び護岸の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。							
建蔽率			10分の4以下	10分の3以下	-	10分の3以下	-	10分の3以下	-	-
建築物の間口率 (国道2号の方向の長さ・別図参照)			-	-	10分の7以下	-	-	-	-	10分の7以下
備考			1 建築物の高さの最低限度、壁面の位置の制限、建築物の間口率については、敷地の規模形状によりやむを得ない場合は適用しない。 2 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区においてはこの基準は適用しない。							

夜間景観形成基準

形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	照明	基本 事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	色温度		○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	輝度・ グレア		○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
	変化		○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	演出		○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(別図)

$$\text{間口率} = \frac{A}{B}$$



(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

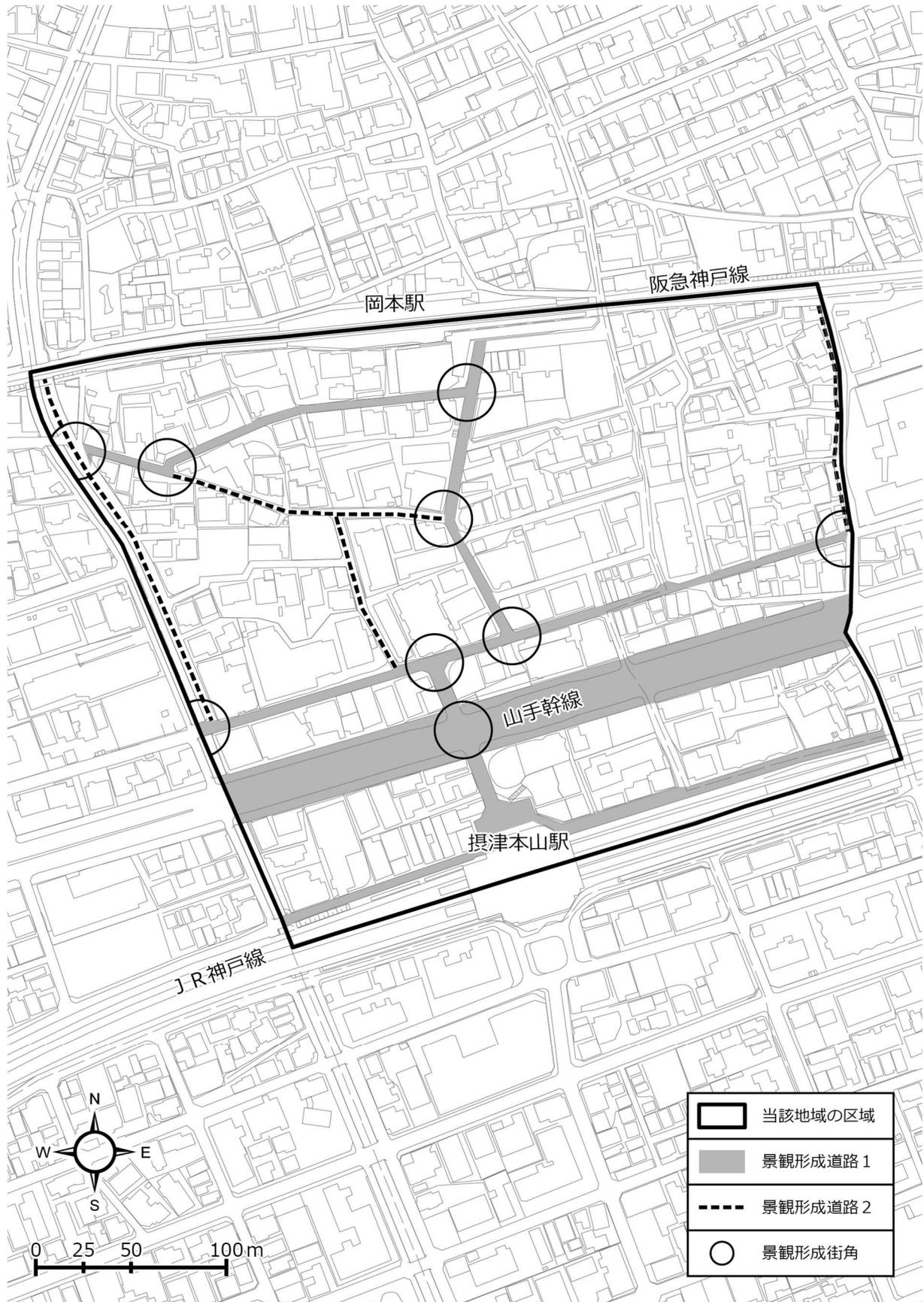
景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。					
	配置・位置	○眺望点等からの眺望・見通しに配慮した掲出位置とする。					
	種別	○自家用広告物のみとする。ただし、塩屋海岸Aゾーンの商業業務地及び垂水周辺Aゾーンの商業業務地は除く。					
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 ○1敷地あたりの総面積は、ゾーンごとに次表のとおりとする。					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーン</th> <th>1敷地あたりの総面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>須磨海岸、須磨浦、塩屋海岸A（商業業務地は除く）、舞子海岸、西舞子</td> <td>接道延長[単位：m] ×1.0（空地の場合は0.5）㎡以下</td> </tr> <tr> <td>塩屋海岸B、垂水周辺A（商業業務地は除く）、垂水周辺B</td> <td>接道延長[単位：m]× 1.5（空地の場合は0.75）㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン	1敷地あたりの総面積	須磨海岸、須磨浦、塩屋海岸A（商業業務地は除く）、舞子海岸、西舞子	接道延長[単位：m] ×1.0（空地の場合は0.5）㎡以下	塩屋海岸B、垂水周辺A（商業業務地は除く）、垂水周辺B
ゾーン	1敷地あたりの総面積						
須磨海岸、須磨浦、塩屋海岸A（商業業務地は除く）、舞子海岸、西舞子	接道延長[単位：m] ×1.0（空地の場合は0.5）㎡以下						
塩屋海岸B、垂水周辺A（商業業務地は除く）、垂水周辺B	接道延長[単位：m]× 1.5（空地の場合は0.75）㎡以下						
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。					
地上 広告物	地上からの高さ	○10m以下とする。					
	表示面積	○1面あたり10㎡以下とする。					
	配置・位置	○国道2号の道路の上には突き出さない。ただし、垂水周辺Aゾーンの商業業務地は除く。					
屋上 広告物	基本事項	○掲出しない。ただし、垂水周辺Aゾーンの商業業務地は除く。					
	高さ	○垂水周辺Aゾーンの商業業務地において掲出する場合は、建築物の高さの3分の1以下かつ4m以下とする。					
	配置・位置	○垂水周辺Aゾーンの商業業務地において掲出する場合は、傾斜屋根には掲出しない。					
突出 広告物	表示面積	○1面あたり10㎡以下とする。					
	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。					
備考	商業業務地は、用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域をいう。						

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

六甲山麓の緩やかな南斜面に位置し、恵まれた自然条件や交通の利便性などを背景に、阪神間の良好な住宅地として発展してきた地域であり、六甲の山並みを背景に、住宅と商業ビルが立ち並び、それらが互いに個性的でありながら、全体として調和あるまちなみが形成されている。

景観形成の目標

うるおいと調和のある美しいまちをめざし、次の目標を掲げる。

- 1 生活基盤のととのったまち。
- 2 住宅と店舗が共存・共栄するまち。
- 3 美しさと文化性が感じられるまち。

景観形成の基本方針

住宅地景観に配慮した親しみとゆとりのあるまちなみの形成を図る

南北の坂道、そこから望む六甲の山並み等の自然特性を生かしながら、住宅地景観に配慮した親しみとゆとりのあるまちなみの形成を図る

生活都心にふさわしい活力とうるおいのあるまちなみの形成を図る

住宅と商業施設の共存・共栄を図りながら、東灘区東部の玄関として、生活都心にふさわしい活力とうるおいのあるまちなみの形成を図る

岡本らしい個性をそだて、魅力あるまちなみの形成を図る

地域にそだちつつある岡本らしい街のイメージをさらに明確にし、主要な道路、街角を重点に魅力あるまちなみの形成を図る

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 住宅地景観と調和した魅力あるまちなみの形成を図るため、建築物等の規模、意匠等について誘導する。
- 2 生活都心にふさわしい活力あるまちなみの形成を図るため、建築物の1階部分の用途、植栽などについても誘導を行う。
- 3 景観形成上、特に重要と考えられる道路、街角を景観形成道路及び景観形成街角として設定し、これに面する建築物等に対して、重点的な誘導を行う。

景観形成道路と景観形成街角

景観形成道路

まちなみの連続性や一体感、にぎわいの拡がりを感じられる道路軸景観を形成していくべき道路。

景観形成道路 1

活気のある商業的利用を進めるべき道路。



景観形成道路 2

住宅と商業施設が共存したゆとりと親しみのある道路。



景観形成街角

地域内の動線が交わり、多くのアイストップを作り出す街角を景観形成街角として位置づけ、視覚的、空間的な街角の演出を図る。



(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

		景観形成 道路1 沿い	景観形成 道路2 沿い	景観形成街角沿い	その他の地域		
形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の景観と調和のとれた質の高いものとする。 ○特に、活気とまちなみに配慮する。	○特に、住宅地景観に配慮する。	○特に、街角との一体感とアイストップに配慮する。	○形態・意匠は、地域の景観と調和のとれたものとする。		
	頂部のデザイン	○軽快なスカイラインを構成するなど、周囲の景観と調和のとれたものとする。		○街角との一体感に配慮した形態にするなど、周囲の景観と調和のとれたものとする。	○周囲の景観と調和のとれたものとする。		
	色彩	○緑と調和した色調とする。 ○活気とまちなみの連続性に配慮する。また、原色はアクセントカラーのみに使用する。			○住宅地景観に配慮した落ち着いた色調とする。	○街角との一体感とアイストップに配慮する。	○緑と調和した落ち着いた色調とする。
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○1階部分は、閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドー等を設置し、街の活気と連続感あるまちなみに配慮する。 ○店舗等のにぎわいあるものにするよう努める。	-	-	-		
	敷地・緑化	○都市景観の形成に有効な空地（道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地を含む。以下「有効空地」という）、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な環境を形成するための植栽等を積極的に行う。					
	塀・垣・柵	○塀、垣又は柵は、原則として設置しない。やむを得ず設ける場合は緑化に努める。			○原則として生垣とするなど緑化に努める。		
	ベランダ等	○ベランダ等を設置する場合は、緑化に努める。 ○洗濯物や室外機等が見えない工夫をする等、周囲の景観に配慮する。				-	
	日よけ・雨よけテント	○必要最小限のものとし、窓面や入口を覆い隠さず、建築物と調和のとれた意匠とする。					
	建築設備等	○見えない位置に設ける、建築物の中に取り込む、覆いをするなどまちなみ景観に配慮する。					
	建築面積	○山手幹線に面する場合は150㎡以上とする。ただし、敷地面積が狭小で、これによりがたい場合を除く。	-	-	-	-	
有効空地の面積	○有効空地を敷地面積の100分の5以上確保する。ただし、専用住宅を除く。			-			
木竹の伐採	○樹高10m以上又は1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木、及び地域を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。						

	景観形成 道路1 沿い	景観形成 道路2 沿い	景観形成街角沿い	その他の地域																							
窓面に掲出する広告物	○建築物の窓面に掲出する広告物については、以下のとおりとする。																										
	表示率	○1の窓面の面積に対する当該窓面に係る広告物の面積の割合を、1階以下は10分の1以下、2階以上は10分の2以下とする。																									
	配置・位置	○店舗・事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には掲出しない。 ○道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、別図に該当する場合、店舗入口に掲出する場合、その他これらに類する場合はこの限りでない。																									
	種別	○自家用広告物のみとする。																									
	規模・掲出数	○1店舗・事業所あたりの掲出数は、屋外広告物の掲出数を含め、(当該店舗・事業所の入口の数+3)個以下とする。																									
	文字の大きさ	○次表の(1)又は(2)の基準を満たすものとする。ただし、JIS規格で定めるJISZ8210案内用図記号で規定される意匠の文字表記はこの限りでない。																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>山手幹線沿い</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 1文字あたりの大きさ</td> <td rowspan="2">建物名 又は 店舗・ 事業所名</td> <td>1階以下</td> <td>0.4m 四方以内</td> <td>0.25m 四方以内</td> </tr> <tr> <td>2階以上</td> <td>0.8m 四方以内</td> <td>0.5m 四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の内容</td> <td colspan="2">0.1m四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 広告物の面積に対する広告物の文字部分の面積の割合</td> <td colspan="2">100分の15以下</td> </tr> </tbody> </table>							山手幹線沿い	その他	(1) 1文字あたりの大きさ	建物名 又は 店舗・ 事業所名	1階以下	0.4m 四方以内	0.25m 四方以内	2階以上	0.8m 四方以内	0.5m 四方以内	その他の内容		0.1m四方以内		(2) 広告物の面積に対する広告物の文字部分の面積の割合			100分の15以下	
				山手幹線沿い	その他																						
(1) 1文字あたりの大きさ	建物名 又は 店舗・ 事業所名	1階以下	0.4m 四方以内	0.25m 四方以内																							
		2階以上	0.8m 四方以内	0.5m 四方以内																							
	その他の内容		0.1m四方以内																								
(2) 広告物の面積に対する広告物の文字部分の面積の割合			100分の15以下																								
照明	○点滅させない。																										
映像装置	○掲出しない。																										

夜間景観形成基準

			景観形成道路及び景観形成街角沿い	その他の地域
形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。	
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないよう、設置位置や形態等に留意する。	
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。	
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。	
	○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。			
	まちなみの連続性・にぎわいの形成		○店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。	-

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

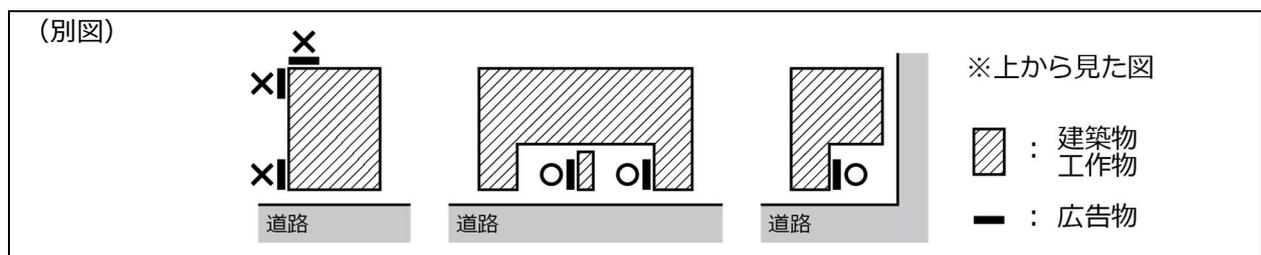
景観形成基準

すべての の 広 告 物	基本事項	○面する道路の特性に応じ、建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○電動などで動きがあるものや形状が変化するものは掲出しない。ただし、自然の風などで揺れるものやケース内で動くものを除く。																											
	配置・位置	○店舗・事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には掲出しない。 ○道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、別図に該当する場合、店舗入口に掲出する場合、その他これらに類する場合を除く。																											
	種別	○自家用広告物のみとする。																											
	規模・ 掲出数	○1店舗・事業所あたりの掲出数は、(当該店舗・事業所の入口の数+3)個以下とする。ただし、テント等を利用するものを除く。また、当該店舗・事業所の間口が20m以上の場合、広告物の間を20m以上空けるごとに1個追加することができる。 ○建物名は、1道路につき1個以下とする。																											
	文字の 大きさ	○次表の(1)又は(2)の基準を満たすものとする。ただし、JIS規格で定めるJISZ8210案内用図記号で規定される意匠の文字表記はこの限りでない。																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>山手幹線沿い</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)1文字 あたりの 大きさ</td> <td>建物名又は 店舗・事業所名</td> <td>1階以下</td> <td>0.4m四方以内</td> <td>0.25m四方以内</td> </tr> <tr> <td>その他の内容</td> <td>2階以上</td> <td>0.8m四方以内</td> <td>0.5m四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">0.1m四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)広告物の面積に対する 広告物の文字部分の面積の割合</td> <td colspan="3">100分の15以下</td> </tr> </tbody> </table>						山手幹線沿い	その他		(1)1文字 あたりの 大きさ	建物名又は 店舗・事業所名	1階以下	0.4m四方以内	0.25m四方以内	その他の内容	2階以上	0.8m四方以内	0.5m四方以内			0.1m四方以内			(2)広告物の面積に対する 広告物の文字部分の面積の割合		100分の15以下		
		山手幹線沿い	その他																										
(1)1文字 あたりの 大きさ	建物名又は 店舗・事業所名	1階以下	0.4m四方以内	0.25m四方以内																									
	その他の内容	2階以上	0.8m四方以内	0.5m四方以内																									
		0.1m四方以内																											
(2)広告物の面積に対する 広告物の文字部分の面積の割合		100分の15以下																											
映像装置		○掲出しない																											
地上 広 告 物	高さ、 長さ、 表示面積	○地上からの高さ、横の長さ、表示面積は次表のとおりとする。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山手幹線沿い</th> <th>J R線路沿い</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上からの高さ</td> <td colspan="2">2m以下</td> <td colspan="2">1.5m以下</td> </tr> <tr> <td>横の長さ</td> <td colspan="4">1m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示 面積</td> <td>1面あたり</td> <td colspan="3">1㎡以下</td> </tr> <tr> <td>1個あたりの合計</td> <td colspan="3">2㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>				山手幹線沿い	J R線路沿い	その他		地上からの高さ	2m以下		1.5m以下		横の長さ	1m以下				表示 面積	1面あたり	1㎡以下			1個あたりの合計	2㎡以下		
	山手幹線沿い	J R線路沿い	その他																										
地上からの高さ	2m以下		1.5m以下																										
横の長さ	1m以下																												
表示 面積	1面あたり	1㎡以下																											
	1個あたりの合計	2㎡以下																											
掲出数		○1店舗・事業所あたりの掲出数は原則として1個以下とする。ただし、集合看板における掲出は除く。																											
屋上広告物		○掲出しない。																											
壁 面 広 告 物	表示面積	○1店舗・事業所(集合看板については、1建物)あたりの表示面積の合計は、1道路につき、それぞれ次表のとおりとする。ただし、半地下に掲出する場合など視認性が低い場合はこの限りでない。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>山手幹線沿い</th> <th>J R線路沿い</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">前面道路から当該広告 物の下端までの高さ</td> <td>2.5m未満</td> <td colspan="3">1.5㎡以下</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上</td> <td>10㎡以下</td> <td>7㎡以下</td> <td>5㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>					山手幹線沿い	J R線路沿い	その他	前面道路から当該広告 物の下端までの高さ	2.5m未満	1.5㎡以下			2.5m以上	10㎡以下	7㎡以下	5㎡以下										
		山手幹線沿い	J R線路沿い	その他																									
前面道路から当該広告 物の下端までの高さ	2.5m未満	1.5㎡以下																											
	2.5m以上	10㎡以下	7㎡以下	5㎡以下																									
配置・位置		○取り付ける壁面、ベランダ等からはみ出さない。 ○テント、庇等を利用し掲出する場合は、前面に掲出し、傾斜部分には掲出しない。																											
窓面の 表示率		○窓面に掲出する場合は、1の窓面の面積に対する当該窓面に係る広告物の面積の割合を、1階以下は10分の1以下、2階以上は10分の2以下とする。																											

突出 広告物	長さ、幅、 表示面積	○長さ、突出幅、表示面積は次表のとおりとする。			
			山手幹線沿い	J R線路沿い	その他
	長さ (注1)	1階以下	0.7m以下		
		2階以上	3m以下	2.5m以下	2m以下
	突出幅 (注2)	1階以下	0.65m以下		
2階以上		0.95m以下		0.75m以下	
表示 面積	1面あたり	1階以下	0.3㎡以下		
		2階以上	2㎡以下	1㎡以下	
1個あたり の合計	1階以下	0.6㎡以下			
	2階以上	4㎡以下		2㎡以下	
		(注1) 水平方向に突出している場合は縦の長さを、垂直方向に突出している場合は横の長さをいう。			
		(注2) 建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離をいう。			
配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。 ○広告物の存する敷地内における地盤面から下端までの高さは2m以上とする。				
掲出数	○1店舗・事業所あたりの掲出数は、原則として、1道路につき1個以下とする。				
その他	○テント・庇等の側面には掲出しない。				
立看板	○縦の長さ、横の長さ、表示面積は、次表のとおりとする。				
	縦の長さ(広告物に脚が付いている場合にあっては、脚の長さを含む)	1.2m以下			
	横の長さ	0.6m以下			
表示面積	1面あたり	0.6㎡以下			
	1個あたりの合計	1.2㎡以下			
集合看板	○集合看板とは、広告物の種別に関わらず、当該建物の店舗・事業所を一覧できるもので、デザイン、形状が統一されたものをいい、掲出数を除き、種別ごとの基準が適用されるものとする。 ○集合看板は、1道路につき1個以下とする。ただし、当該店舗・事業所の間口が20m以上の場合、集合看板の距離を20m空けるごとに1個追加することができる。				

夜間景観形成基準

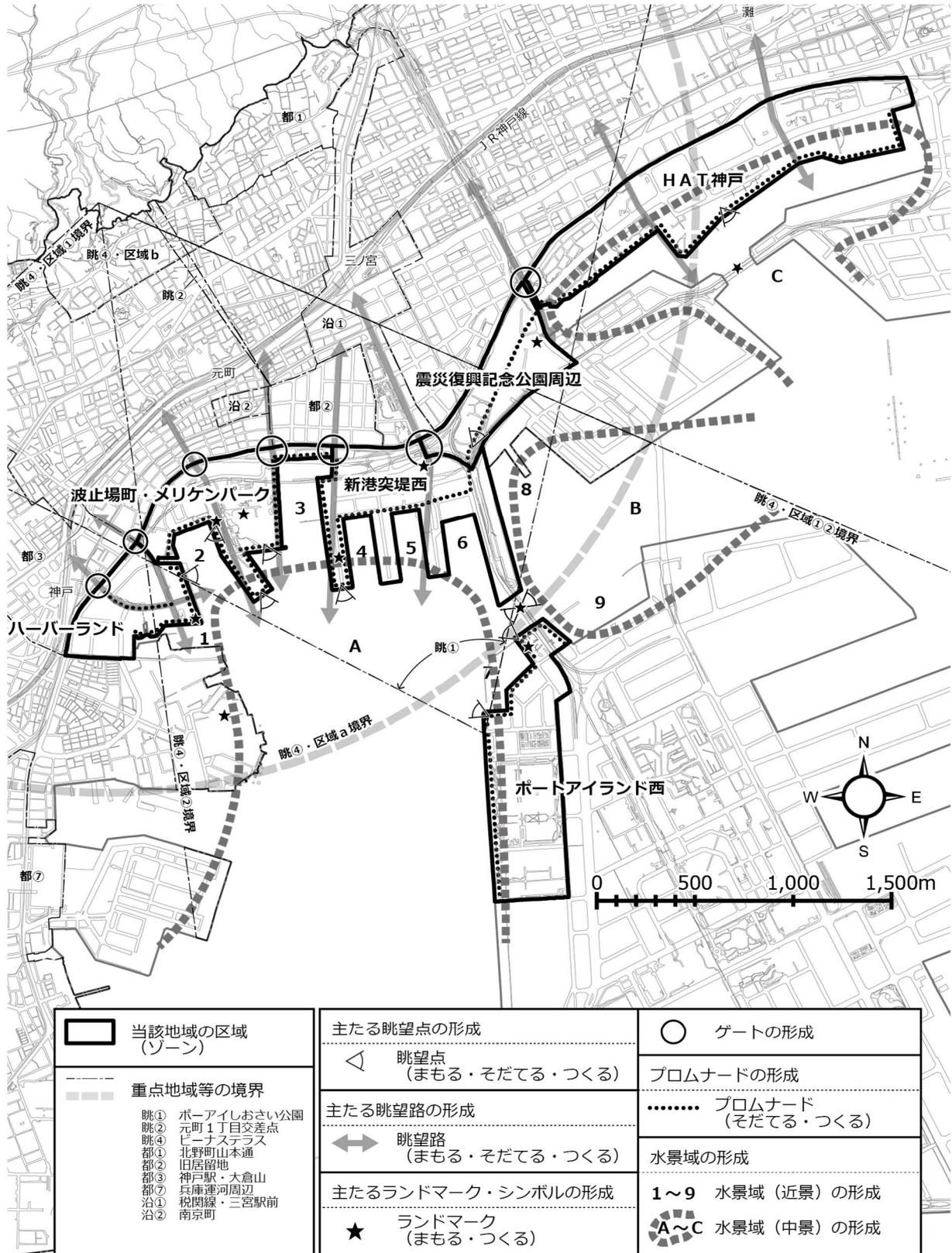
すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。



2-3-6 都心ウォーターフロント

1. 全域共通

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

明るく開放的な神戸を特徴づける景観	山から見た海の美しさ、船上から見た山の美しさは、明るく開放的な「みなと神戸」を代表する景観となっている。
都心とみなとが近接する景観	都心部とみなとが近接し、少し歩けば海につながる都市構造になっている。
大きなスケール感のある景観	埠頭、旅客船ターミナル、港湾施設、大規模な建築物、工作物、橋、高架道路等が、海辺への広がりとともに、スケールの大きな景観を生み出している。
端正なスカイライン景観	屋上広告や電柱・電線類が少なく、すっきりとしたスカイラインとなっている。
あたらしい親水性豊かな水際景観	遊歩道や水際広場が整備され、水際をつなぐことにより、憩いの空間をつくりだしている。

景観形成の基本的な考え方

神戸らしいウォーターフロント景観	山や海、空からの眺望景観をまもりそだてることとともに、みなと神戸の歴史を伝えるシンボル、ランドマークと調和した新たな景観の付加により、神戸らしさを確保しながら個性豊かな街なみ景観を創出する。
まちと港をつなぐウォーターフロント景観	通りから海への眺望の確保や、バリアフリー化等のアクセスのしやすさ、連続性への配慮、ゲート、バナー、道路標識、ガス灯などによる意識づけなど、まちから海へのつながりを感じさせるウォーターフロント景観を創出する。
水際をつなぐウォーターフロント景観	護岸に囲まれた水景やメリケンパーク等の公園・緑地ほか、多様な自然環境を生かして、ハーバーランドからH A T神戸、ポートアイランドに至る水際空間を、なぎさプロムナードとして相互につなぎ、水に親しめる、のびやかなウォーターフロント景観を創出する。
市民が日常的に楽しめるウォーターフロント景観	「住み」「学び」「働き」「憩う」市民が、日常生活の空間としても、安全に港を楽しめる、魅力のあるアメニティ空間を創出する。
協働のまちづくりで進めるウォーターフロント景観	美しい界隈の育成に向けて、ゴミや看板、路上駐車への対処など、身近な環境に着目し、市民・事業者が協働して景観まちづくりを進める環境をつくる。

景観形成の基本方針

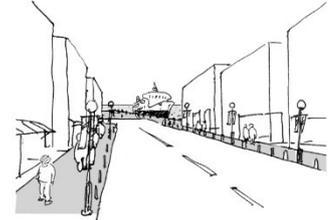
①主たる眺望点の形成

神戸を象徴するランドマークやシンボルに配慮した、みなと神戸らしい眺望景観を形成するとともに、新たな眺望点を育成する。



②主たる眺望路の形成

海へ至る主要な道路で、特に眺望に配慮すべき空間を確保するため、主たる眺望路（ビューコリドール）を位置づけ、沿道部や延伸部の景観誘導により、ゆとりと潤いのある歩行者空間と、海や山への眺望景観を形成する。



③主たるランドマーク、シンボルの形成

みなと神戸を象徴する建造物や歴史的な景観資源等を生かした景観形成を図るとともに、新たなランドマーク、シンボルの育成に配慮する。



④海への誘いの形成

眺望路には、海へ至る主要なエントランス空間として、海への誘いを感じさせる街角景観を形成する。



⑤プロムナードの形成

開放的な水際の親水空間の連なりにより、神戸らしい風景を移動しながら楽しめる歩行者動線を育成する。

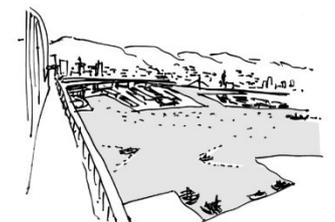
また、プロムナードにあわせて、憩いの場の育成に配慮する。



⑥水景域の形成

ひとつの水面とそれを囲む建築物について、海や対岸からの見え方に配慮し、建築物に表情をもたせ、まとまりを体感できる景観を育成する。さらに、眺望路やプロムナードを生かし、敷地のデザインに配慮することで、市民が日常的に楽しめる空間を育成する。

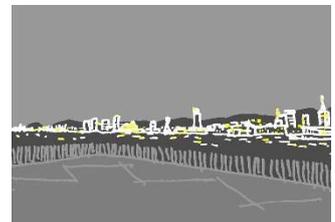
また、船の行き来などによる水面のにぎわいを演出し、神戸らしいみなと景観をつくる。



⑦夜間景観の形成

暮れなずむまちの灯りが水面にきらめく光景、ポートタワー、市草山などのランドマーク、ビーナステラスからの眺望などを生かし、みなと神戸らしい美しい夜景づくりを進める。

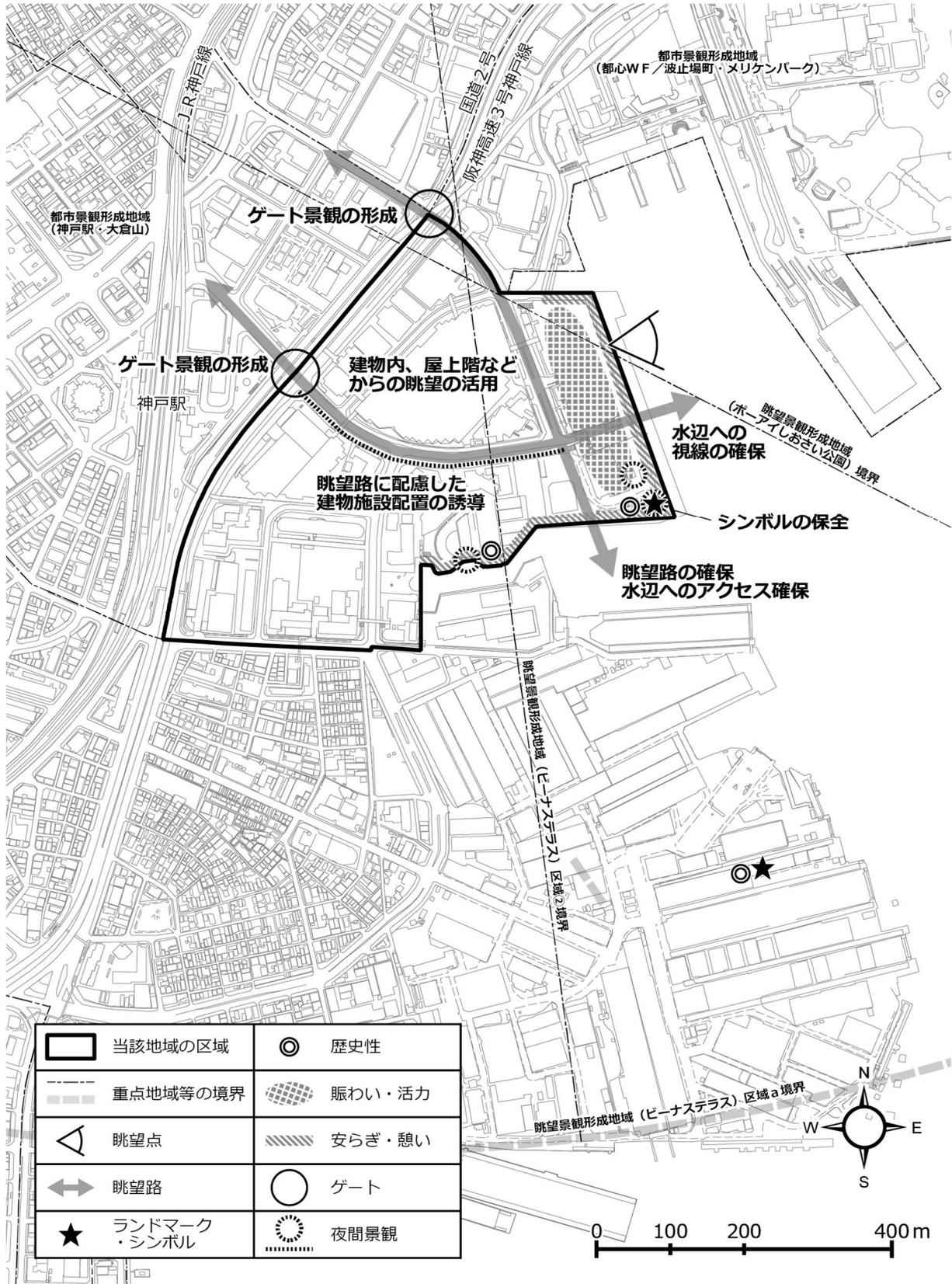
また、夜間においても安全に港を楽しめるまちづくりを進める。



2. ゾーン別

A. ハーバーランドゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

神戸ガス灯通りは、文化・商業・業務施設の集積する、風格のある街なみ景観を形成している。水際沿いは、複合商業施設のモザイクや遊園地、レンガ倉庫を活用したレストランとプロムナード等イルミネーションが華やかにぎわいのある景観となっている。

景観形成の基本方針

都心ウォーターフロントの拠点としてにぎわいとるおいのある都市景観を形成するとともに、観光船などの行き来する光景やアメニティ豊かな水際空間を生かして、みなと神戸らしい活気のある魅力的な都市景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の環境及び景観との調和に配慮する。
	頂部のデザイン	○屋上部分は、スカイライン並びに上空からの景観に配慮する。
	色彩	○周辺の環境及び景観と調和するよう十分配慮する
	まちなみの連続性 ・にぎわいの形成	○駐車場・駐輪場は、周辺の環境を損なわないように配慮する。
	敷地・緑化	○快適な歩行者空間の提供と緑化に努める。
	建築設備等	○屋上に設置する場合は、見苦しくならないよう設備を隠蔽する等、スカイライン並びに上空からの景観に配慮する。
その他の付属物等	○物置等の付属建築物は安易に設けない。設ける場合は、建築物全体及び周辺環境との調和に十分配慮する。 ○仮設等でやむをえず設置する場合を除き、電話柱及び電力柱は設置しない。	
建築物又は工作物の高さ	○周辺の環境及び景観との調和に十分配慮する。	

夜間景観形成基準

形態 又は 色彩 その 他の 意匠 の 制限	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。 ○快適で良好な夜間景観の形成のため、建築物及び外構・広場部分等における照明に十分配慮する。	
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

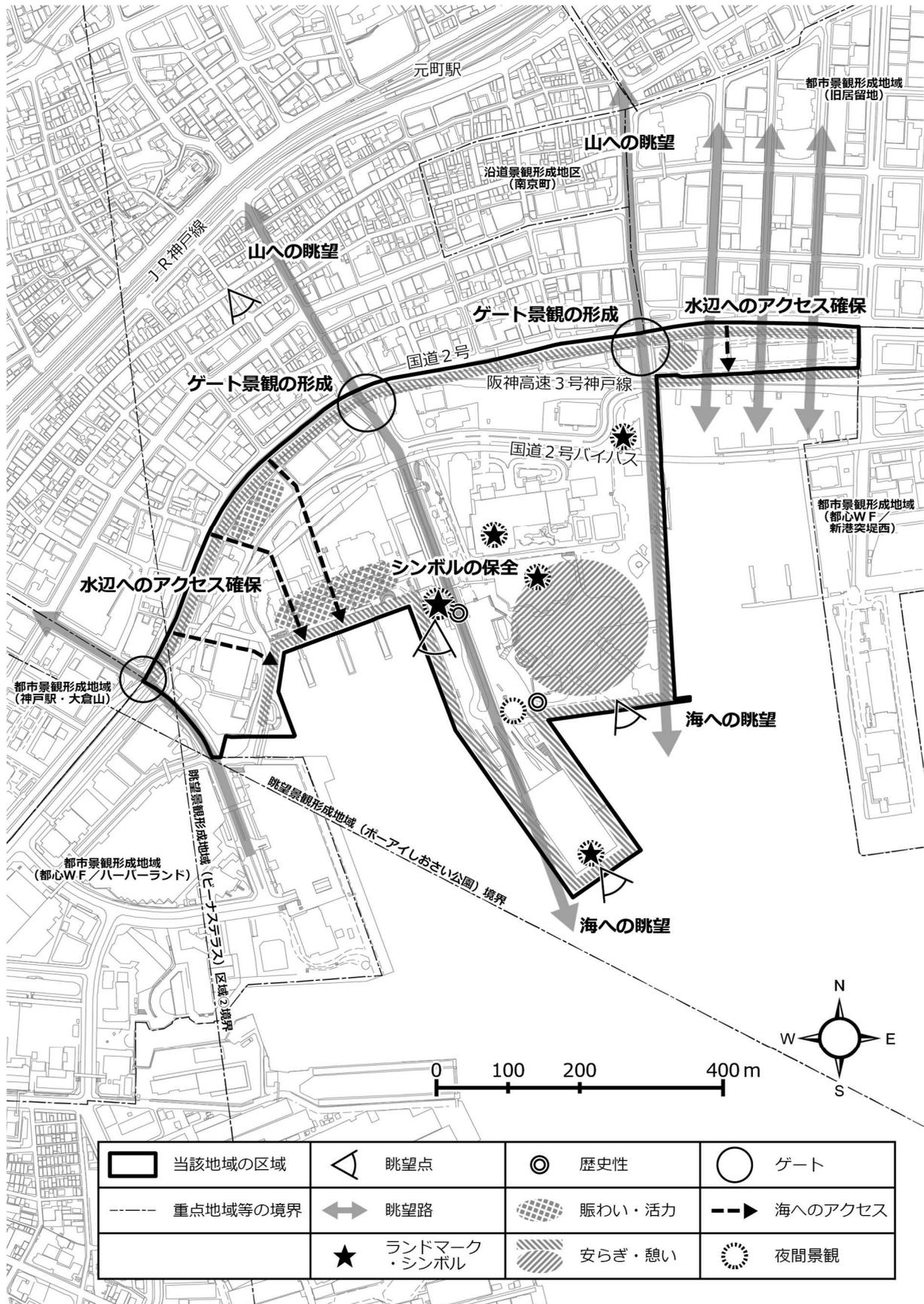
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

B. 波止場町・メリケンパークゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

ポートタワーや海洋博物館等のみなと神戸を代表するランドマークとメリケンパークのオープンスペース、それらと中突堤中央ターミナルを背景に、外国航路を始めとするクルーズ船が行き交う光景が、にぎわいのある水際の景観を生み出している。

景観形成の基本方針

みなと神戸を象徴するランドマークやオープンスペースを生かして、多様な眺望景観を有したのびやかなくつろぎのある親水空間をつくり、都心ウォーターフロントの中核としてのシンボル景観を形成する。

また、市民が海を感じられるよう、ゲート景観の充実により、海へ誘う景観づくりを図る。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	照明	色温度	<ul style="list-style-type: none"> ○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	<ul style="list-style-type: none"> ○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

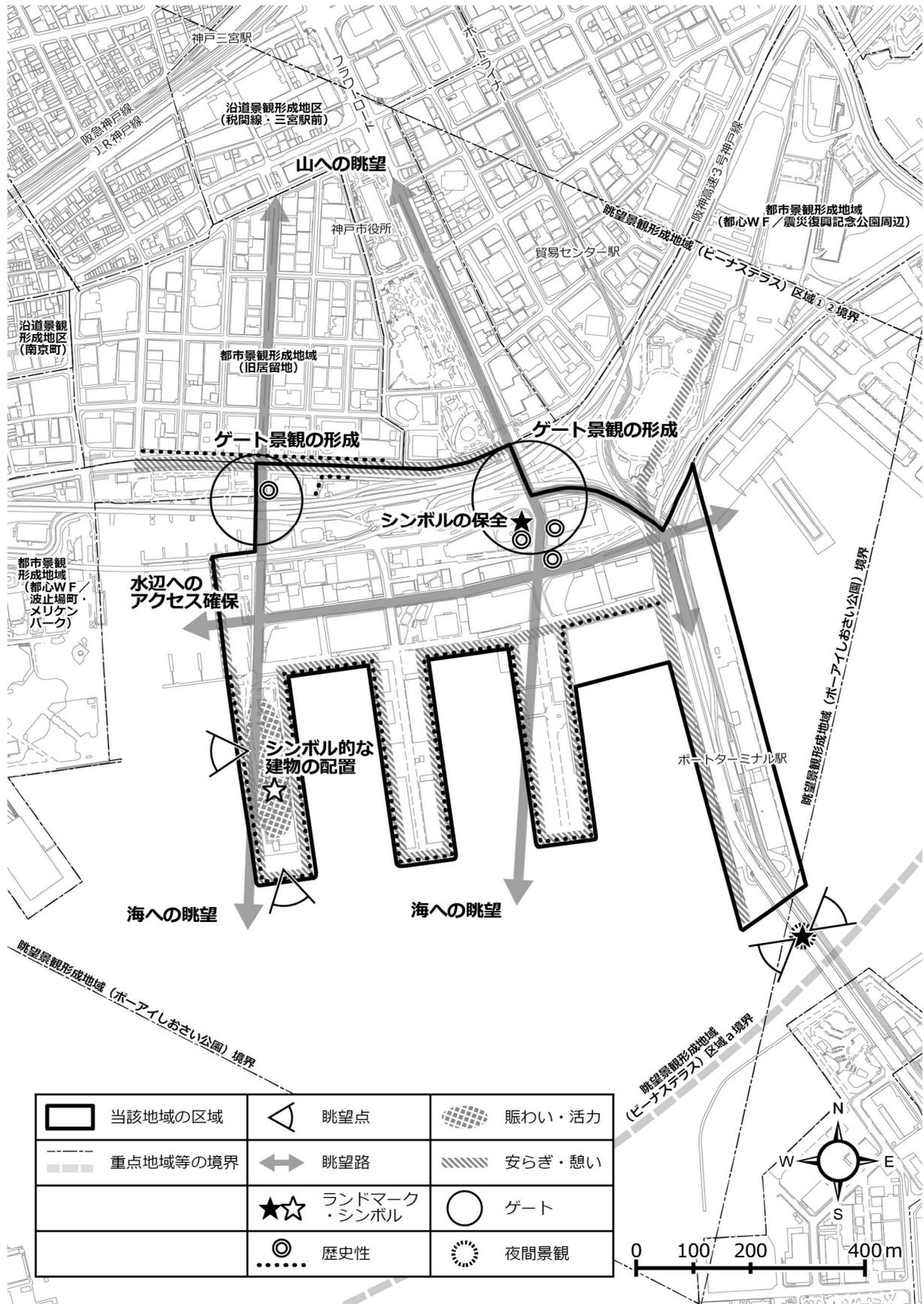
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

C. 新港突堤西ゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

フラワーロードや京町筋のアイストップには税関をはじめ風格のある建築群や、橋の高欄、モニュメント等がみなへの玄関にふさわしい歴史的な景観をつくっている。また、櫛型突堤も歴史的に価値のある土木構造物で、特色ある水際空間となっている。

埠頭の付け根には量感のある倉庫群が並んでおり、その北側道路から西方にポートタワーがアイストップとなって正面に見えるシンボリックな景観を呈している。

景観形成の基本方針

歴史的な建築物や土木構造物（櫛型突堤）を生かした港湾関連施設の再整備などにより、周辺地域の活性化に資する新たな親水空間を創出することで、みなと神戸の新しい都心ウォーターフロント景観をつくる。

また、ゲートの形成や景観軸の誘導を積極的に図っていく。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	照明	色温度	<ul style="list-style-type: none"> ○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとす。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないうよう、設置位置や形態等に留意する。
		変化	<ul style="list-style-type: none"> ○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

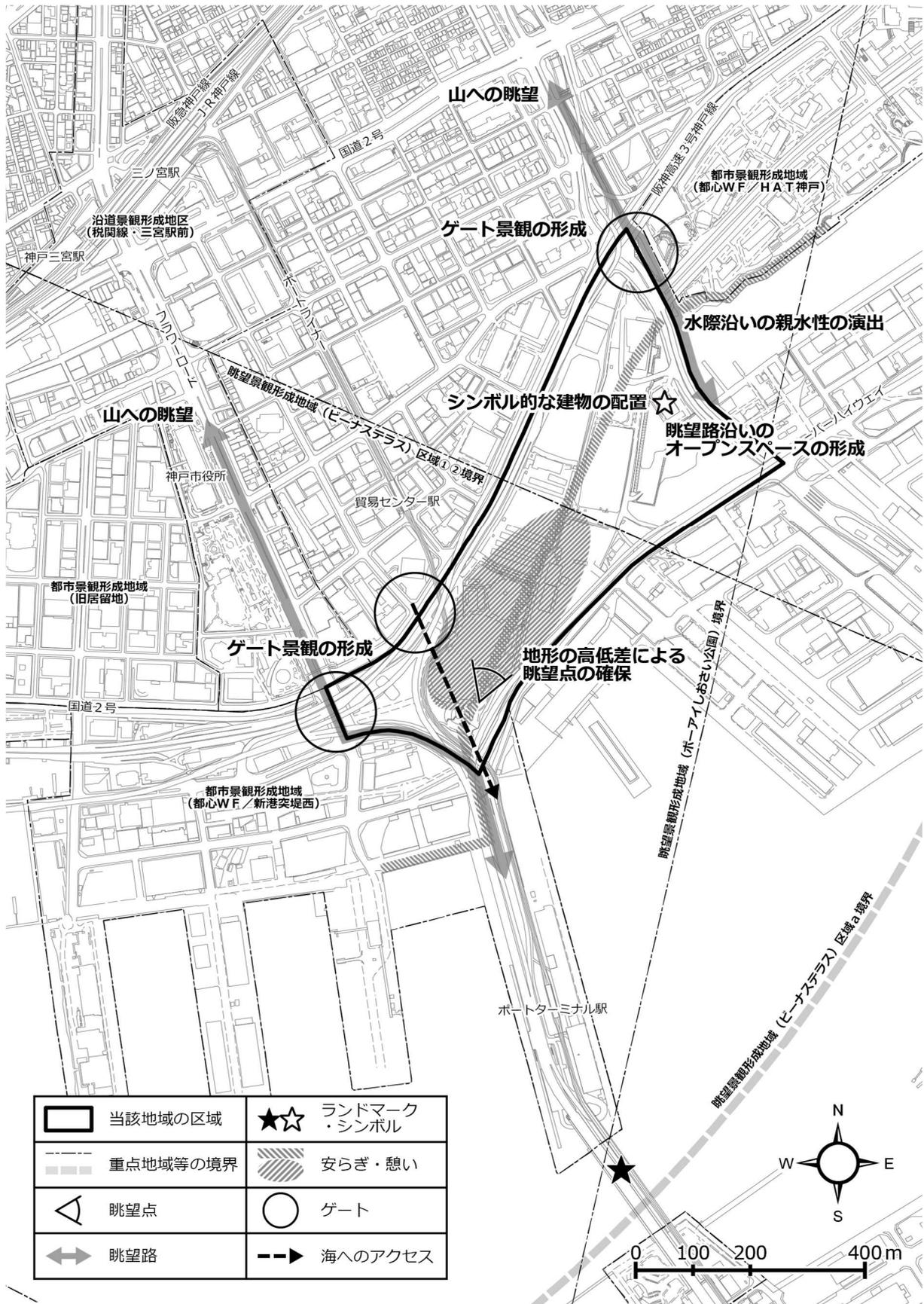
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

D. 震災復興記念公園周辺ゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

南北及び西側を高架道路で囲まれ、視界は限定されているが、東側はH A T神戸の海辺のオープンスペースにつながる形で開けている。

景観形成の基本方針

海辺のオープンスペースとして、市民が集い、海を感じ、みなと神戸の眺望を楽しめる、みどり豊かなうらおいのある空間とするとともに、H A T神戸と都心、ポートアイランドをつなぐプロムナードの結節点を形成する。

また、新神戸駅から空港へ至る生田川右岸の道路整備に伴う景観軸の形成を図っていくとともに、新たなランドマークの形成に配慮する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがいないよう、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

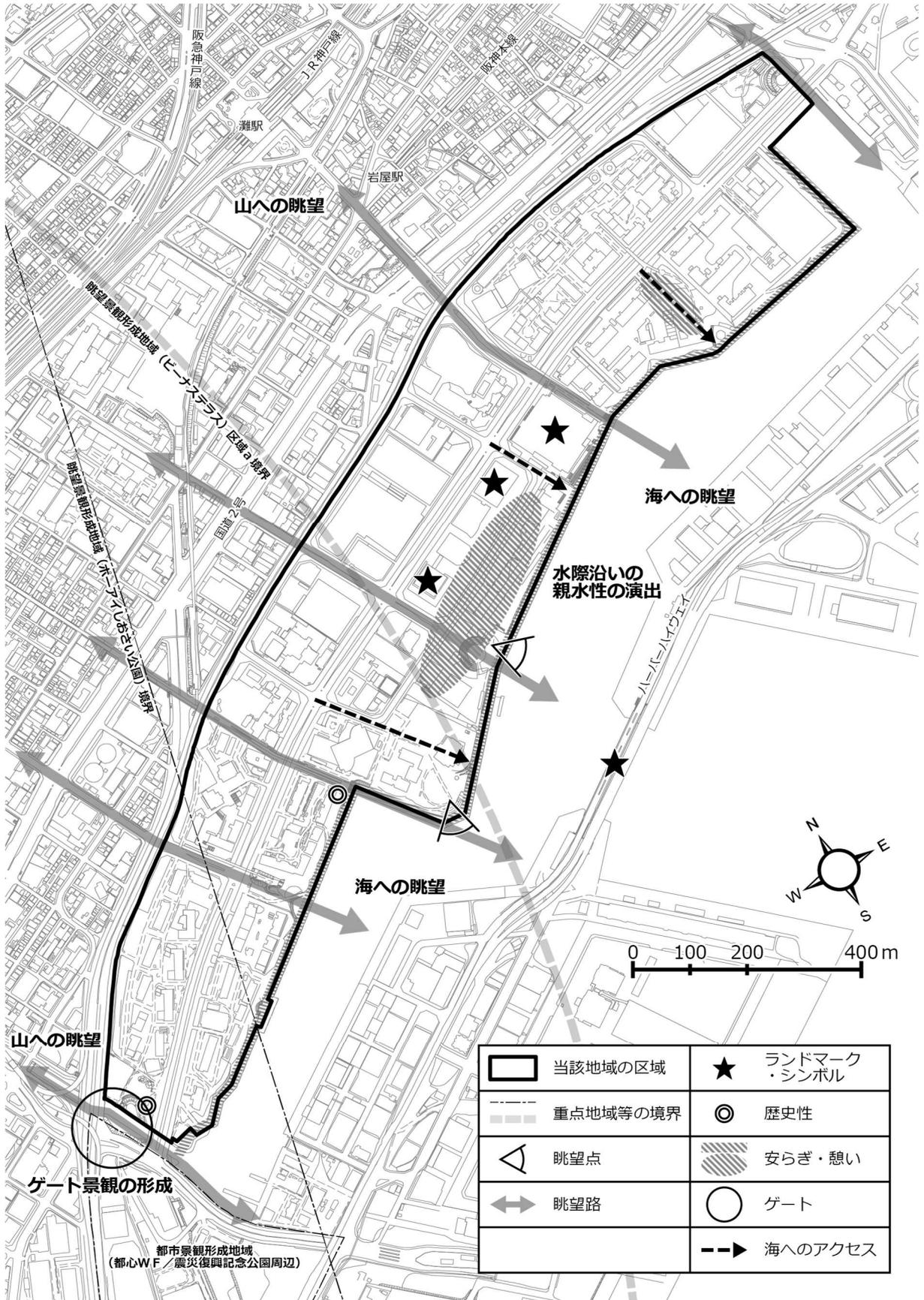
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

E. HAT神戸ゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

東西に長い地区の形状により、新都心東西軸を中心に、それに直交する新都心中央軸、灘文化軸、春日野生活文化軸等で構成された街なみ景観は、明快でわかりやすいものとなっている。

長く海に接する地区の形状により、広場や公園、緑地を海に向けて配することで、水際沿いにうるおい豊かな親水景観を呈している。

景観形成の基本方針

神戸の経済・文化・生活・福祉を先導する東部新都心として、六甲の山並みへの眺望を確保し、水際空間の開放性や親水性を生かして、海辺の街として、随所から海にアクセスでき、常に海が存在が感じられる都市景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	頂部のデザイン	○ランドマークとなる超高層建築物の配置を工夫し、街全体として六甲の山並みとなじむリズムミカルなスカイラインを形成する。 ○超高層建築物及びウォーターフロント空間のシンボルとなる施設はそのデザインに配慮し、特にその頂部のデザインを工夫する。
	色彩	○原色の面的な使用を避け、落ち着いた色調のものを用いる。ただし、街角などではアクセントカラーを適切に使用することにより、その空間を際立たせる工夫をする。
	まちなみの連続性 ・にぎわいの形成	○1・2階部分は、沿道に建築物等の表情を見せ、開放的なデザインを施し、歩行者空間と一体となった空間構成とする。 ○1・2階部分は、施設利用を工夫し、にぎわいを演出する。
	敷地・緑化	○敷地内広場、通路空間などのオープンスペースを緑化し、緑豊かな歩行者空間を形成する。 ○主要な街角においてシンボルツリーを設置し、空間を際立たせるような演出を行う。
	その他の付属物等	○ストリートファニチュア等の設置にあたっては、周辺のまちなみとの調和に配慮する。

夜間景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項		<p>○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。</p> <p>○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。</p>
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p> <p>○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。</p>
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
演出	<p>○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。</p> <p>○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。</p> <p>○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。</p> <p>○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>		

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

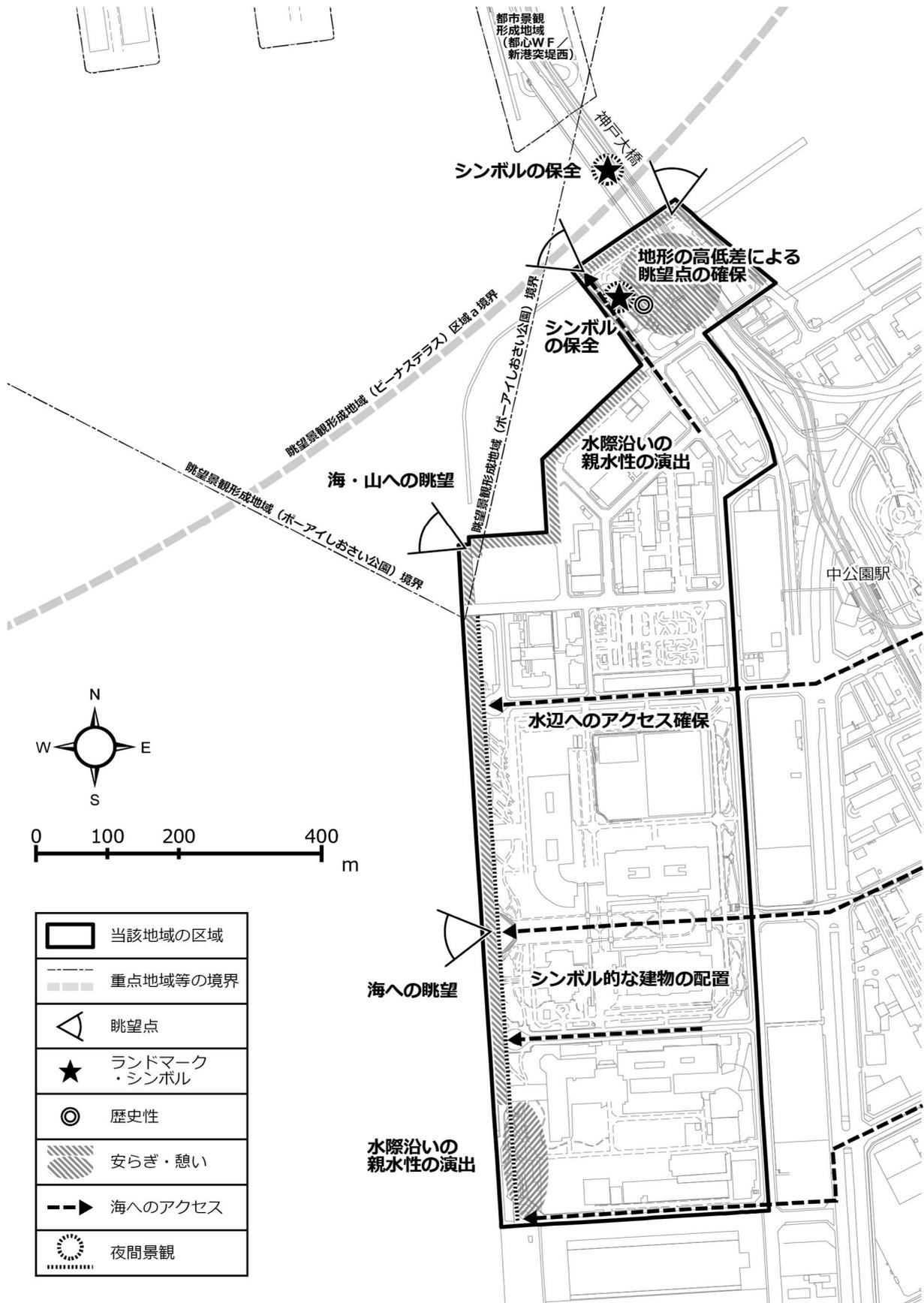
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p>
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

F. ポートアイランド西ゾーン

(1) 区域図 (方針図)



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

旧コンテナヤードとして、広大な水際空間がポートアイランド西側に展開している。
神戸大橋のたもととの北公園やポーアイしおさい公園は、六甲山を背景にしたみなと神戸を代表する眺望スポットのひとつとなっている。

景観形成の基本方針

地域に開かれた大学を中心に、キャンパスと水際に展開するのびやかなうらおいのある親水空間が一体となつて、学び、交流し、憩う魅力あふれる都心ウォーターフロント景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○形態・意匠は、周辺の環境を損なわないように工夫する。 ○形態・意匠は、周辺の施設や道路等に圧迫感を与えることがないように、十分配慮する。
	敷地・緑化	○外構の色彩・素材などについては、周辺の環境を損なわないように工夫する。
	塀・垣・柵	○敷地外周には、塀を設けない。やむを得ず設置する場合は、生垣又は透視可能な柵等とし、周囲の景観に十分配慮する。
	ベランダ等	○ベランダ等を設置する場合は、洗濯物や室外機等が見えない工夫をする。
	建築設備等	○周囲から容易に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲の環境を損なわないように工夫する。 ○屋上に設置する場合は、屋根又は屋根状の囲いを設ける。
	その他の 付属物等	○物置等付属建築物を設置する場合は、その形態・材質・色彩を建築物全体及び周囲の環境と十分調和のとれたものとし、目立たぬように工夫する。
壁面の位置の制限		○周辺の施設や道路等に圧迫感を与えることがないように、十分配慮する。

夜間景観形成基準

形態 又は 色彩 その 他の 意匠 の 制 限	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。	
	照明	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。 ○高層建築物の頂部は、照明の演出を行い、魅力あるスカイラインを形成するよう努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

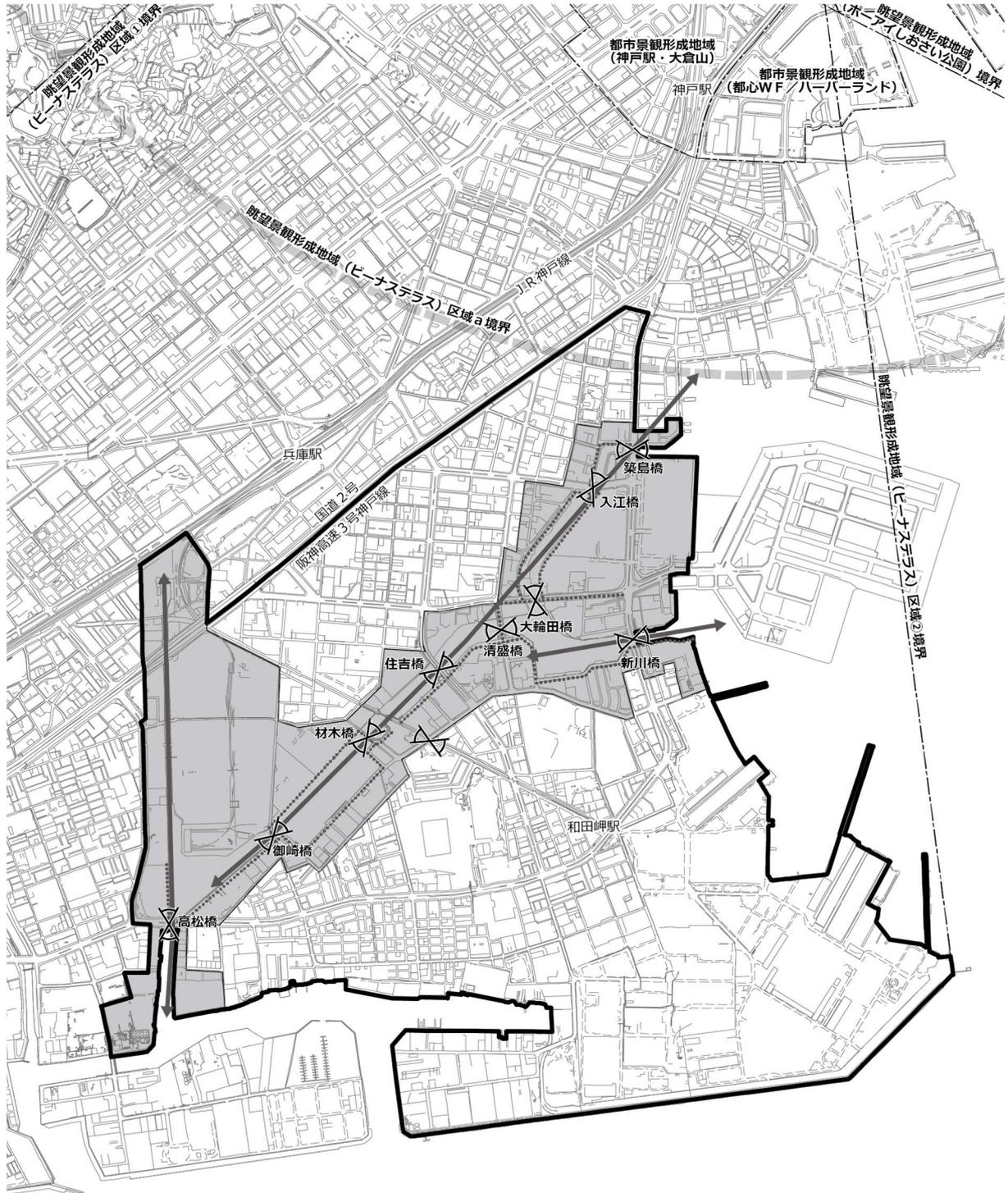
景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
屋上広告物		○掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(1) 区域図 (方針図)



	当該地域の区域		眺望軸
	運河沿いエリア		眺望路

(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

兵庫運河は、和田岬を迂回するバイパスとして1899年（明治32年）に完成した日本最大級の運河で、国際港都神戸繁栄の礎となった歴史的遺産であり、神戸市における特徴的なウォーターフロントのひとつである。

景観形成の目標

兵庫運河は、兵庫区南部地域のまちづくりの核となるものであり、運河周辺に点在する兵庫津の名残を感じさせる史跡や、日本最先端の技術を有するものづくりの拠点、またスタジアムや中央卸売市場など周辺の集客拠点を生かしながら、兵庫運河とその周辺を憩いの水辺や緑にあふれた空間にしていく。

また、運河沿いの回遊性を高めていくとともに、市民が運河を身近に感じられるよう、運河へ誘う景観づくりを進め、各地域の個性を生かした兵庫運河らしい景観形成を図る。

景観形成の基本方針

①主たる眺望点の形成

兵庫運河にかかる橋などからの運河景観及び六甲山系やまちなみへの眺望景観を形成するとともに、運河沿いに憩いの場を創出するなど、新たな眺望点を育成する。

②主たる眺望軸（水景域）の形成

兵庫運河そのものを当地域の主たる眺望軸と位置づけ、運河の水面とそれを囲む建築物について、橋や対岸からの見え方に配慮する。さらに、運河の背景として緑化を推進し、眺望軸に沿った潤いある景観を形成する。

また、市民が日常的に楽しめる空間を育成し、にぎわいのある景観を演出する。

③主たる眺望路の形成

運河沿いの水際空間の親水性を高めるとともに、兵庫運河らしい景観を移動しながら楽しめる、魅力的で連続性のある眺望路を形成する。

④地域資源を生かした景観形成

兵庫運河周辺地域を象徴する建造物や史跡、ものづくりの拠点などの地域資源を生かした景観形成を図るとともに、新たなランドマーク、シンボルの創出に配慮する。

⑤夜間景観の形成

街灯が水面に映る光景や建築物の灯りの演出に努め、魅力的で安全に回遊できる夜間景観づくりを進める。

⑥運河への誘いの形成

兵庫津の道や駅から運河へのわかりやすい案内とともに、運河へ誘い、歴史が感じられる沿道景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準（運河沿いエリア）

形態又は色彩その他の意匠の制限	基本事項	○形態・意匠は、運河の水面など地域の環境・景観との調和に十分配慮する。														
	壁面のデザイン	○形態や素材、色彩に変化をつけるなど、運河に面し無表情な大壁面をつくらないようにする。 ○運河に調和した壁面デザインとする。 ○分節するなど、長大な壁面をつくらないように努める。														
	色彩	○けばけばしくならないように努める。 ○マンセル表色系による基準は次表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="454 521 1099 687"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根以外の外観</td> <td>R・Y R・Y系</td> <td rowspan="2">6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材によって仕上げられる部分の色彩及び景観形成に配慮された色彩はこの限りでない。 また、各立面ごとに、その面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用しない。</p>		色相	明度	彩度	屋根	－	－	4以下	屋根以外の外観	R・Y R・Y系	6以上	4以下	その他	2以下
		色相	明度	彩度												
	屋根	－	－	4以下												
	屋根以外の外観	R・Y R・Y系	6以上	4以下												
		その他		2以下												
	眺望への配慮	○形態・意匠は、眺望点や対岸からの見え方、背後の山並みへの眺望に配慮する。														
	敷地・緑化	○緑化空間や歩行者空間の創出に努める。 ○外構、植栽等は、運河の背景として対岸などからの見え方に配慮すること。 ○運河に面する部分は、敷地緑化を推進するとともに、花木等による演出に努める。														
	塀・柵	○運河に面して、塀又は柵を設ける場合は、設置位置、高さ、形態などデザインに配慮し、必要以上に閉鎖的にならないようにする。														
ベランダ等	○ベランダ等を設置する場合は、洗濯物や室外機等が見えない工夫をする。															
建築設備等	○周囲から容易に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲の環境を損なわないように工夫する。 ○屋上部分に設置する場合は、見苦しくならないよう、隠蔽するよう努める。 ○工場設備など、運河に調和し、産業景観に資する場合は、前2項の限りではない。															
その他の付属物等	○付属物を設置する場合は、その形態・材料・色彩を建築物全体及び周囲の環境と十分調和のとれたものとし、目立たぬように工夫する。 ○運河に面して、ベンチ、あずまや、案内サイン及び転落防止柵等の施設を設置する場合は、運河と調和したデザインとするよう配慮する。															
建築物又は工作物の高さ	○周辺の環境及び景観との調和に十分配慮する。															
壁面の位置の制限	○運河の護岸の境界線から外壁等の面までの距離は3m以上とする。ただし、敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。															
壁面後退部分	○運河の護岸の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。															

夜間景観形成基準（運河沿いエリア）

形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	照明	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。 ○快適で良好な夜間景観の形成のため、建築物及び外構部分等における照明に十分配慮する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとす。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○眺望点や対岸などからの見え方に配慮した夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

（４）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○けばけばしい色彩を避け、建築物等と一体的なデザインとするよう心がけるとともに、統一感のある景観を形成するよう努める。 ○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとす。
屋上広告物		○自家用広告物のみとする。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	<ul style="list-style-type: none"> ○輝度は、周辺環境に配慮したものとす。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとす。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

2-4 沿道景観形成地区

2-4-0 沿道景観形成地区における届出対象行為等

(1) 届出対象行為

行為	規模	
建築物の新築、増築、改築、移転、修繕等	ア 高さが5mを超えるもの イ 床面積の合計が10㎡を超えるもの	※増築については、増築に係る部分が左欄に掲げる規模のもの又は増築後に左欄に掲げる規模となるものに限る。
準用工作物の新設、増築、改築、移転、修繕等	すべて	※修繕等については、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるもの又は10㎡を超えるものに限る。

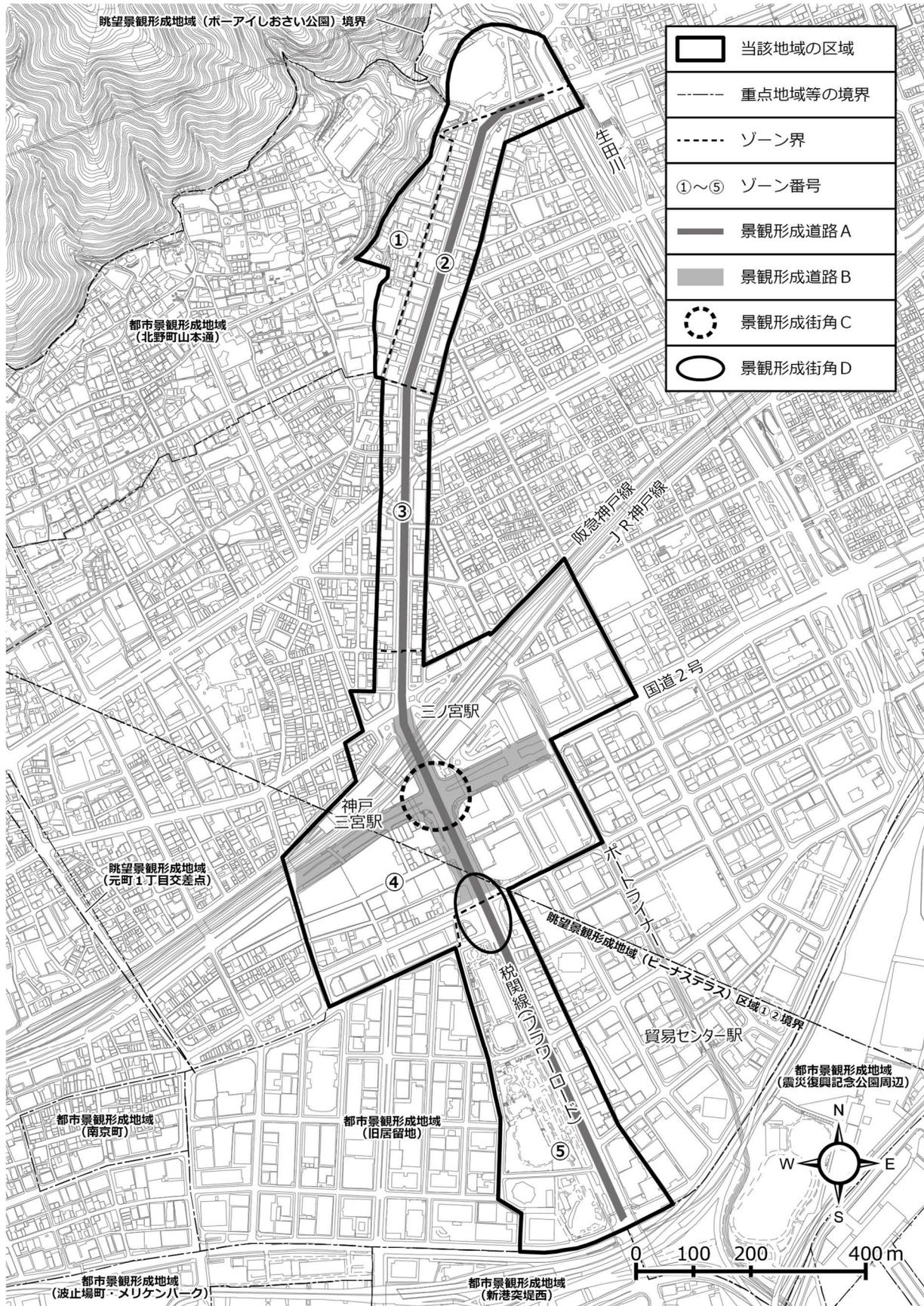
*景観影響建築行為

高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築

(2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の対象規模

許可を要する広告物すべて。

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

新神戸駅から、三宮、国道2号に至る神戸の都心の代表的な道路軸であり、神戸の顔として位置づけられる地区である。

景観形成の目標

神戸のメインストリート及び神戸の玄関口にふさわしいまちなみを形成する。

景観形成の基本方針

- 1 連続性や一体感のある洗練されたまちなみの形成を図る。
- 2 多彩な「まち」の個性がにじみ出す神戸らしいまちなみの形成を図る。
- 3 都心のにぎわいが広がる開放感とゆとりあるまちなみの形成を図る。

景観形成基準の基本的な考え方

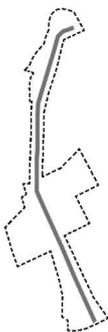
- 1 当地区の位置づけにふさわしい建築物の規模を確保する。
→ 地区内の現状をふまえ、いくつかの区域に分けて建築物の規模の適正な誘導を図り、将来にわたる当地区の景観形成に寄与する。
- 2 洗練されたまちなみの形成を図るため、建築物等や屋外広告物の形態、意匠等を質の高いものに誘導する。
→ 個々の建築物等が神戸らしい洗練された意匠であるとともに、道路、広場、道路に接する敷地内の空間などのオープンスペースと一体となって良好な道路軸景観の形成を図るよう努める。
- 3 地域特性に応じて、よりきめ細やかな景観形成を図る。
- 4 景観形成上、特に重要と考えられる道路、街角を景観形成道路及び景観形成街角として設定し、これに面する建築物等に対して、重点的な誘導を行う。

景観形成道路と景観形成街角

景観形成道路

まちなみの連続性や一体感、にぎわいの拡がりを感じられる道路軸景観を形成していくべき道路。

景観形成道路 A



- ・海と山をつなぐ神戸の都市軸として、まちなみやにぎわいの連続性が感じられる道路。
- ・自然やゆとり、親しみを感じられるまちなみを形成する道路。

景観形成道路 B

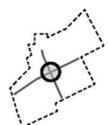


- ・高質で洗練された神戸らしさを感じられる象徴的な道路。
- ・公共空間と建築物及びその中間領域で一体感のある空間を積極的に創出し、様々なアクティビティを誘導するとともに、居心地の良さが感じられる道路。

景観形成街角

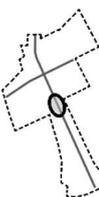
公共空間と建築物が互いに向き合い一体感と空間の広がりを特に演出する街角。

景観形成街角 C



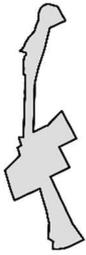
- ・神戸の玄関口として、神戸の顔を印象づける象徴的な空間を創出する街角。

景観形成街角 D



- ・人が滞留できる空間を創出するとともに、周辺の「まち」へのつながりが感じられる、一体感のあるにぎわいを形成する街角。

ゾーン
①～⑤



海と山、周辺の「まち」をつなぐ連続性や一体感のある洗練されたまちなみ

- ・周辺の「まち」や自然環境等と調和する洗練されたまちなみを形成する。
- ・連続するまちなみや夜間照明、植栽の配置等により、海と山のつながりを引き立てる。
- ・都心から望む六甲の山並み等の良好な眺望に配慮する。
- ・緑化等により、公共空間とともに都心の中の自然やうらおいが感じられる空間を確保する。
- ・広告物は「まち」の特性に合わせた形態やデザインとするとともに、公共空間や建築物との調和を図ることで、「まち」の魅力を高め、一体感のある良好なまちなみの形成に資するものとする。
- ・通りの連続性を意識した温かみのある照明とし、通りに漏れ出る灯りや建築物の壁面、植栽のライトアップ等により、訪れる人をもてなす上品な夜間景観を演出する。

ゾーン
④⑤



空間の広がりや居心地の良さを感じる、人が主役のにぎわいあるまちなみ

- ・建築物の低層部は、大きな開口部やピロティ等のオープンスペースを設けるなど、公共空間と建築物相互の関係をより密接にし、にぎわいや空間の広がりを創出する。
- ・建築物の中層部は、軒線の高さや壁面の位置等により、開放感や統一感のある空間を創出する。
- ・建築物の高層部は、壁面の後退や頂部デザインの工夫等により、広がりのある都市空間を形成する。
- ・建築物のデザインを活かす照明や、軒線のライトアップによるスカイラインの形成等により、印象的でメリハリのある夜間景観を形成する。

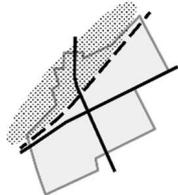
ゾーン
④



神戸の玄関口にふさわしい象徴的なまちなみ

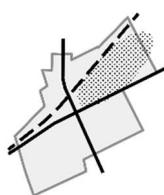
- ・神戸の玄関口として、高質なデザイン、にぎわいやゆとりあるまちなみを先導し、新しい神戸への驚きと心地良さを感ずることができる象徴的な空間を創出する。
- ・景観形成街角Cを形成する建築物は、神戸の顔を印象づけ、軽やかで空間の広がりを感じられる、正面性のあるコーナーデザインとする。
- ・敷地や建築物の公共的な空間は、公共空間との境界線を意識させない一体的なデザインとするほか、にぎわいの原動力となる用途の施設配置や、公共空間と一体的な利用を想定したアクティビティの誘導などにより、官民のにぎわいが相互に呼応する空間を創出する。
- ・素材感を意識した仕上げ、親しみやすい色彩等により、高質で穏やかなまちなみを形成する。

三宮駅前北



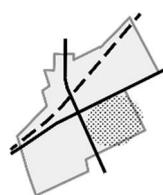
- ・高い繁华性と居心地の良さが調和し、洗練されたにぎわいのあるまちなみを形成する。

三宮駅前東



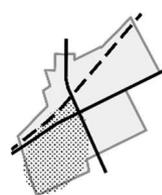
- ・交通結節機能を持つ大規模建築物等と地上のにぎわいが立体的に呼応するまちなみを形成する。
- ・「まち」への導入部として、周辺の「まち」へのつながりを意識できる利便性の高い空間を創出する。

三宮駅前南東



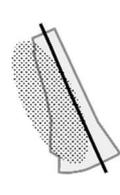
- ・にぎわいの中に落ち着きも感じられる界隈性のあるまちなみを形成する。
- ・高質でおだやかなデザインにより、歩く楽しさや居心地の良さが感じられるまちなみを形成する。

三宮駅前南西



- ・建築物のにぎわいが公共空間にじみ出し、人々のアクティビティが多面的に展開される、一体的なにぎわいのあるまちなみを形成する。
- ・周辺のまちをつなぐ、歩いて楽しい通りを形成する。

庁舎・東遊園地



- ・周辺エリアとの結節点であることをふまえ、周辺のまちとのつながりに配慮し、税関線の沿道景観を印象づける空間を創出する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

a. 全域に適用される基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	基本事項	○形態・意匠は、地区の景観との調和に配慮した質の高いものとする。
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○景観形成道路に面して、閉鎖的なシャッターを設置しない、ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎわいに配慮する。 ○共同住宅の出入口は、景観形成道路Aに面して設置しない。ただし、出入口が地区の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。 ○駐車場の出入口は、景観形成道路に面して設置しない。ただし、敷地が景観形成道路以外の道路に接しない場合又は交通安全上もしくは用途上やむを得ない場合はこの限りでない。
	日よけ・雨よけテント	○必要最小限のものとし、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 道路面からの高さは2.5m以上とする。 (2) 道路上への突出は道路境界線から1m以内とする。 (3) 道路上に支柱を設けない。
	アーケード	○景観形成道路Aには原則として設置しない。
建築物の高さの最低限度	建築設備等	○道路、公園、広場等の公共空間から容易に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、地区の景観との調和に配慮したものとする。
壁面の位置の制限		○ゾーンごとに次のとおりとする。 ゾーン① : 制限なし ゾーン② : 13m以上 ゾーン③ : 17m以上 ゾーン④⑤ : 20m以上 ただし、敷地が景観形成道路に接しない場合又は敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。
壁面後退部分		○建築物の低層部については、景観形成道路Aの境界線から外壁等の面までの距離は1m以上とする。ただし、高さ2.5m以上の部分及び敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。
土地の区画形質の変更		○土地の形質の変更を行うときは、地区の景観との調和に配慮する。

b. ゾーンごとに追加する基準

		ゾーン④	ゾーン⑤
形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	壁面のデザイン	<p>○上質で洗練されたデザインとする。</p> <p>○建築物の低層部は、開放感や透明感のあるデザインとする。</p> <p>○建築物の中層部は、閉塞的で単調な壁面をつくらないようにする。</p> <p>○建築物の高層部は、軽やかで控えめなデザインとする。</p> <p>○景観形成街角との一体感や空間の広がりを感じられるデザインとする。</p>	
	色彩	<p>○神戸の玄関口にふさわしい落ち着いた色彩とする。</p> <p>○石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材を基調とするなど、素材色を生かしたものとするよう努める。</p>	-
	まちなみの連続性 ・にぎわいの形成	<p>○建築物等の高さや軒線は、まちなみの連続性に配慮する。</p> <p>○建築物の低層部は、店舗など、まちなみににぎわいと連続性に配慮したものとする。</p> <p>○敷地や建築物内部で、公共空間と一体的に利用できる空間の創出に努める。</p> <p>○駐車場等は、目隠しや緑化による修景に努める。特に、建築物に付属するものは、建築物との一体的なデザインや配置に配慮する。</p>	
	敷地・緑化	○道路から視認できる部分の舗装や植栽は、道路や隣接地との連続性及び歩行者の通行に配慮する。	
壁面の位置の制限		<p>○景観形成道路に面する建築物の中層部は、外壁等の面を概ね当該道路との境界線に近接させる。</p> <p>○景観形成道路に面する建築物の高層部は、広がりのある都市空間を形成するよう、外壁等の面を中層部より後退させる。</p>	
		<p>ただし、次のいずれかに該当する区域内においては、この限りではない。</p> <p>(1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区</p> <p>(2) 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区</p> <p>(3) 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区</p> <p>(4) 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区</p> <p>(5) 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域</p>	
備考		建築物の低層部は1・2階部分、中層部は高さが低層部を超え、最高45mまで（ゾーン④においては60mまで）の部分、高層部は高さが中層部を超える部分とする。	

夜間景観形成基準

形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	照明	基本事項	<p>○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。</p> <p>○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。</p>
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p> <p>○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。</p>
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<p>○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。</p> <p>○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>
	まちなみの連続性 ・にぎわいの形成	○景観形成道路沿いについては、店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

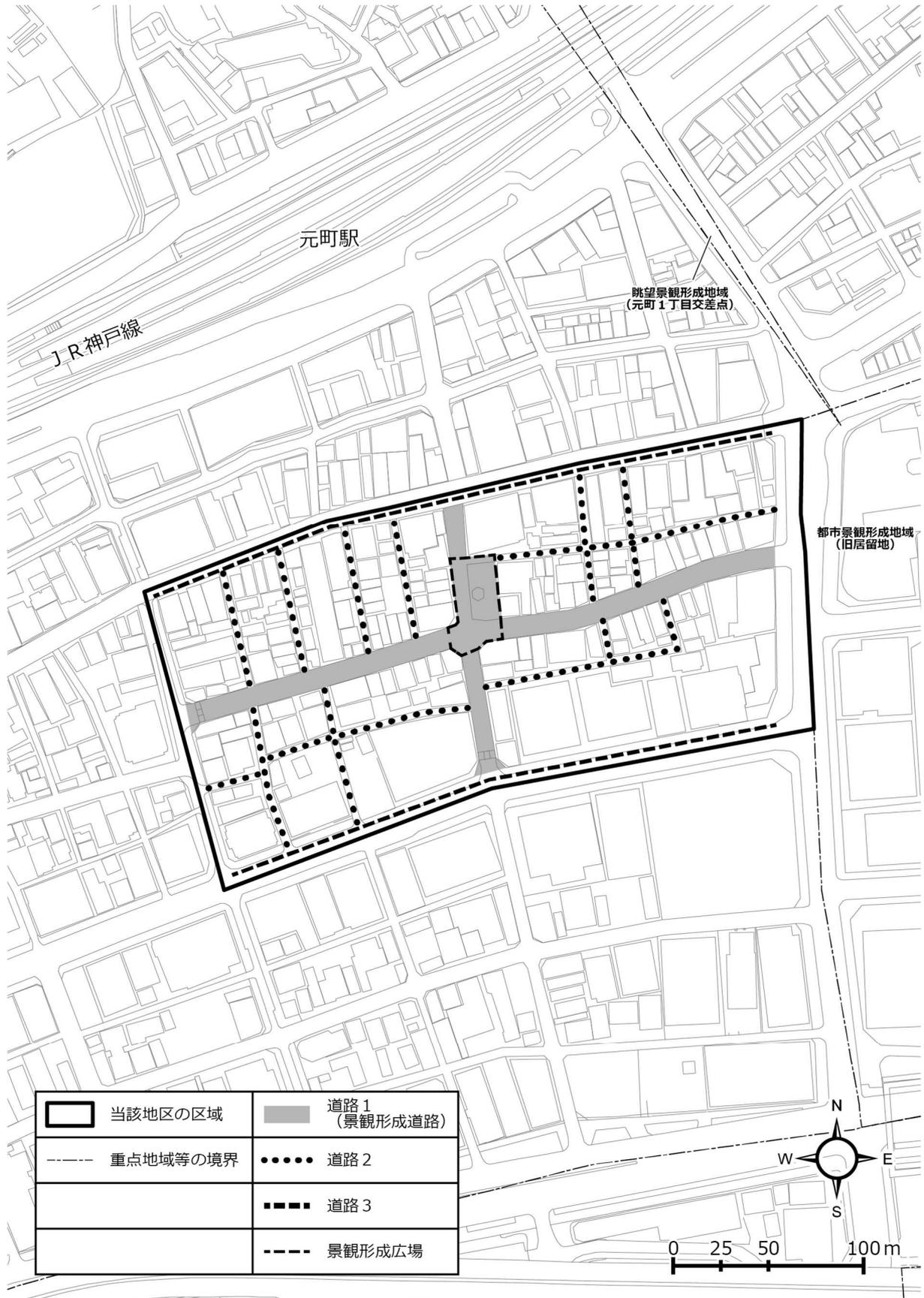
景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は簡素化する。
	配置・位置	○景観形成道路A上への突き出しは、1道路、1建築物につき1個以下とする。 ○窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。
地上 広告物	地上からの 高さ	○10m以下とする。ただし、空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、5m以下とする。
	横の長さ	○空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、接道延長の2分の1以下とする。
	配置・位置	○壁面の位置の制限による道路境界線からの後退部分には掲出しない。
屋上 広告物	基本事項	○形態・意匠等に配慮しながら、建築物との一体化を図る。
	高さ	○建築物の高さの3分の1以下かつゾーンごとに次のとおりとする。 ゾーン① : 4m以下 ゾーン②③ : 6m以下 ゾーン④⑤ : 8m以下
	掲出数	○1建築物につき1個以下とする。ただし、本基準の適用の際、すでに適法に表示又は設置しているものは除く。
壁面 広告物	配置・位置	○景観形成道路沿いの建築物等に掲出する場合は、道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものはこの限りでない。
突出 広告物	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。
	掲出数	○景観形成道路に面して掲出する場合は、1道路、1建築物につき1個以下とする。ただし、建築物の3階の床面高さ以下の部分に掲出する場合で、広告物の縦の長さが1m未満のものは除く。
幕		○道路に面しない壁面には掲出しない。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

(1) 区域図



(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

神戸港の開港にともなって外国人居留地の西側に中国系在留民の居住地として形成された地区である。地区を東西・南北に通る主要道路とその中央にある広場沿いを主として店舗等が集積し、異国情緒あふれる景観を形成している。

景観形成の基本方針

活気あふれるまちなみの形成を図る

地区全体として、周辺商業地との関係に留意し、都心商業地にふさわしい活気あふれるまちなみの形成を図る。

異国情緒豊かなまちなみの形成を図る

地区の個性を明確化し、外国文化とのふれあいの場となるように、中国風建築物に代表される異国情緒豊かなまちなみの形成を図る。

地区を際立たせる個性を演出する

中国系業種等の集積を生かし、周辺の商業地や業務地から際立っている当地区の個性を伸ばし、演出していく。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 当地区の個性を明確化し、異国情緒あふれるまちなみを形成するため、建築物等の意匠等について重点的な誘導を行う。
- 2 都心商業地にふさわしい、活気あふれるまちなみを形成するため、建築物の用途等についても誘導する。
- 3 景観形成上、特に重要と考えられる道路・広場を景観形成道路及び景観形成広場として設定し、これに面する建築物等に対して重点的な誘導を行う。

景観形成道路と景観形成広場

景観形成道路

この地区の景観形成上、特に重要と考えられる道路であり、これを軸に国際色豊かなにぎわいのある景観を形成するよう、特に建築物の低層部分を中心に積極的なまちなみの演出が望まれる。

景観形成広場

この地区の景観形成の核となる開放的な空間をもつ広場で、周辺と一体となって、国際色豊かなにぎわいのある景観を形成するよう、視覚的な広がりの中で、建築物上部にまで配慮したデザインが望まれる。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準

		道路1（景観形成道路）沿い	道路2沿い(道路3に接する敷地は除く)	
形態又は色彩その他の意匠の制限	基本事項	○低層部分及び景観形成広場に面する部分は、中国風の建築物などに代表される地区の個性を際立たせるため、国際色あふれる商業地のにぎわいに配慮する。 ○その他の部分は、低層部分との調和に配慮する。	○低層部分は、活気あふれる商業地としての地区の個性を際立たせるよう配慮する。 ○その他の部分は、地区の景観に配慮する。	
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○道路1に面して閉鎖的なシャッターを設置しない、ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎわいに配慮する。 ○1階部分は、店舗など、まちなみににぎわいと連続性に配慮したものとする。 ○駐車場の出入口は、道路1に面して設置しない。	○ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎわいに配慮する。 -	
		日よけ・雨よけテント	○必要最小限のものとし、地区の景観に配慮した意匠とする。	
		アーケード	○原則として設置しない。	-
	建築設備等	○見えない位置に設ける、建築物の中に取り込む、覆いをするなどまちなみ景観に配慮する。		
壁面の位置の制限		○道路1の境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、高さ2.5m未満の部分において、1m以上とする。	-	
壁面後退部分		○道路1の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。	-	

夜間景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
まちなみの連続性・にぎわいの形成		○店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。	

(4) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

		道路1（景観形成道路）沿い	道路2沿い（道路3に接する敷地は除く）
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。	
		○中国風情緒を高めるのに効果的な高彩度の色使い、レリーフ等の造形など形態・材料・色彩等の工夫及び字体や表現の工夫により、個性的な意匠となるよう努める。	－
	配置・ 位置	○快適な歩行者空間を損なうことのないよう、掲出位置に配慮する。	
		○活気あるまちなみにふさわしく、リズム感のある連なりを生み出すよう、隣接する広告物との掲出位置に配慮する。	
		○道路から上空への開放的な視界の広がりを確保する。	－
	種別	○表示面積は7㎡未満とする。ただし、自家用広告物又は地区の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。	
規模・ 掲出数	○快適な歩行者空間を損なうことのないよう、壁面との調和に配慮した、親しみの持てる大きさとする。		
映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。		

夜間景観形成基準

す べ て の 広 告 物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照、外照式に限らず広告物の照明により、夜間景観の向上に寄与するよう努める。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		演出	○道路1（景観形成道路）沿いについては、中国風情緒を高めるのに効果的なイルミネーションの区分により、効果的な照明に努める。
映像 装置	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

第3章 景観上重要な建造物等の指定等

3-1 基本的な考え方

景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定制度と神戸市都市景観条例に基づく景観資源の指定制度を一体的に運用し、所有者等が選択できるような段階的な制度とすることで景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用と新たな発掘を促す。

3-2 神戸市指定景観資源の指定の方針

以下の指定の方針に即し、都市景観の形成を図るうえにおいて重要な価値があると認める景観資源で、所有者等の同意が得られたものを、神戸市都市景観条例に基づく「神戸市指定景観資源」として指定する。

(1) 神戸市指定景観資源の指定の方針（樹木や樹木の集団を除く）

次に示す指標を総合的に評価し、景観資源として重要な価値があると認められるものを指定する。

茅葺民家

- ・ 地域的なランドマークになっており、良好な地域景観を形成している
- ・ 幹線道路や枝道等から視認でき、特色ある景観を形成している
- ・ 樹木、山並み、川、門塀、石垣、生垣などを有し、特色ある地域景観を形成している
- ・ 周辺の土地利用や附属屋等をあわせて、屋敷構えとして整った景観を形成している

近代建築物等

- ・ 広域的、都市的、地域的なランドマークになっており、良好な地域景観を形成している
- ・ 景観上の重点地域等において特色のある地域景観を形成している
- ・ 幹線道路などの都市軸景観を形成している
- ・ 街角などにあり、全体像がよく見えるなど、良好なまちなみ景観を形成している
- ・ 周囲の景観要素とともに特色のあるまちなみ景観を形成している
- ・ 地形や歴史上特色のある場所に立地するなど、地域の歴史性を反映している
- ・ 文化的に市民によく知られ、親しまれている
- ・ 時代の特色が表現されているなど、歴史的、文化財的な価値が高い
- ・ 意匠や施工技術が優れている、又は作品として評価が高い

(2) 神戸市指定景観資源の指定の方針（樹木や樹木の集団）

樹木や樹木の集団については、昭和47年施行の「神戸市民の環境を守る条例」に基づいて始まり、その後、昭和51年施行の「神戸市市民公園条例」に引き継がれた「市民の木、市民の森」*³の指定制度の活用を基本とする。

景観上特に重要な樹木で、必要な場合は、神戸市指定景観資源としての指定を検討する。

*³ 市民の木、市民の森…都市環境の良好な形成を図るため、永く市民に親しまれている樹木や樹木の集団で、維持保全すべきものを神戸市市民公園条例に基づき指定する制度であり、良好な景観の形成に資する樹木の維持保全の役割も果たしている。

3-3 景観重要建造物の指定の方針

前述の神戸市指定景観資源（樹木と樹木の集団を除く）と同様の指定の方針に即し、都市景観の形成を図るうえにおいて重要な価値があると認める建造物で、所有者等の同意が得られたものを、景観法に基づく景観重要建造物として指定する。

【参考】景観重要建造物の指定の基準（景観法施行規則第6条）

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

3-4 景観重要樹木の指定の方針

神戸市指定景観資源と同様、「市民の木、市民の森」の指定制度の活用を基本とする。
景観上特に重要な樹木で、必要な場合は、景観重要樹木としての指定を検討する。

【参考】景観重要樹木の指定の基準（景観法施行規則第11条）

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。